

第1章 総則

第1節 目的

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、仁淀川町防災会議（以下「町防災会議」という。）が作成する計画であって、仁淀川町に係る震災対策について、町の処理すべき事務を中心として、地域内の関係機関と連携した総合的な計画として定め、震災予防、震災応急対策及び震災復旧・復興等を総合的に実施することにより、住民の生命、身体、財産を保護するとともに、震災による被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 計画の構成

本計画の構成は次のとおりである。

(1) 総則

本町に影響を及ぼすと想定される地震とその地震による被害想定、本町及び防災機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等を規定する。

(2) 震災予防計画

震災予防対策の推進体制、被害の発生防止・拡大防止対策の基本的事項について重点的に取り組む対策を規定する。

(3) 震災応急対策計画

地震発生直後から応急対策の終了に至るまでの間において、仁淀川町災害対策本部及び防災関係機関が行う災害応急対策に係る体制、措置並びに被災者の生活支援、住民生活の早期回復と生活安定を図るための措置を規定する。

(4) 震災復旧・復興計画

地震発生後、被災した諸施設を復旧して町を復興し、将来の震災に備えるための計画とする。

(5) 様式・資料・参考資料

上記の各種対策に関連する様式、資料、参考資料を掲載する。

なお、この計画に定めがない事項については、「一般対策編」に記述している。

3. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。防災関係各機関は、関係する事項について修正すべき点があるときは、これを町防災会議において検討し、必要な修正を加えるとともに必要に応じ随時修正することが出来る。

4. 関係機関の防災計画との関係

この計画は、防災基本計画及び高知県地域防災計画との整合性・関連性を有するものとする。

5. 防災計画の周知徹底

防災関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、日頃から防災に関する訓練等を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対して周知を図り、もって防災に寄与するように努める。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町は住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災の第1次責任者として、仁淀川町、高吾北消防本部(署)、仁淀川町消防団、県関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、学校及びPTA、公共団体等、防災上重要な管理者及び住民の協力を得て災害予防、災害応急対策、あるいは、災害復旧・復興等防災活動を実施する。

防災関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
仁 淀 川 町	(1) 地域防災計画の作成 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成指導、その他の震災対策の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災のための施設、設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 避難の勧告又は指示及び避難所の開設 (9) 消防、水防その他応急措置 (10) 被災者に対する救助及び救護等の措置 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食料、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の保健衛生及び応急教育 (14) その他の災害発生の防御又は拡大防止のための措置 (15) 災害復旧・復興の実施
高 吾 北 消 防 本 部 (署)	(1) 防災に関する普及活動に関すること (2) 消防・水防その他応急措置に関すること (3) 避難及び救助に関すること (4) 災害に関する情報の伝達及び被害調査に関すること
仁 淀 川 町 消 防 団	同 上

県 関 係 機 関	
高知県	(1) 地域防災計画の作成
	(2) 防災に関する組織の整備
	(3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施
	(4) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進
	(5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
	(6) 防災のための施設、設備の整備及び点検
	(7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
	(8) 仁淀川町が実施すべき避難の勧告、指示及び避難所の開設の代行
	(9) 水防その他応急措置
	(10) 被災者に対する救助及び救護等の措置
	(11) 緊急輸送の確保
	(12) 食料、医薬品、その他物資の確保
	(13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保
	(14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
	(15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
	(16) 災害復旧・復興の実施
	(17) 高知県中央西災害対策支部
中央西土木事務所越知事務所	補助国道・県道ほか関係施設の保全・災害復旧
中 央 西 林 業 事 務 所	林業災害に関すること
中 央 西 福 祉 保 健 所	医療救護活動支援・調整、保健衛生
中央西農業振興センター	農業災害対策に関すること
佐 川 警 察 署	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること
	(2) 避難誘導及び二次災害の防止に関すること
	(3) 救出救助・行方不明者の搜索及び遺体の検視に関すること
	(4) 緊急交通路の確保等交通上の措置に関すること
	(5) 被災地域における社会秩序の維持に関すること
指定地方行政機関	
大 渡 ダ ム 管 理 所	(1) 大渡ダム施設の保全・保安に関すること
	(2) 大渡ダムの放流等通知に関すること
佐 川 国 道 維 持 出 張 所	直轄国道ほか関係施設の保全・災害復旧

指定公共機関	
NTT 西 日 本 高 知 支 店	(1) 電気通信設備の保全及び災害復旧に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること
大 崎 郵 便 局 名 野 川 郵 便 局 仁 淀 郵 便 局 長 者 郵 便 局 池 川 郵 便 局	災害時における郵便業務の確保に関すること
四 国 電 力 (株) 中 村 支 店 須 崎 営 業 所	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること
学校及び PTA	
別 府 小 学 校 長 者 小 学 校 池 川 小 学 校 仁 淀 中 学 校 池 川 中 学 校	(1) 避難体制の整備及び避難訓練の実施 (2) 児童生徒の保護 (3) 避難所の管理・運営等への協力
別 府 小 学 校 P T A 長 者 小 学 校 P T A 池 川 小 学 校 P T A 仁 淀 中 学 校 P T A 池 川 中 学 校 P T A	(1) 避難所の管理・運営、炊き出し等への協力 (2) 義援金品募集への協力

公共団体等	
高知県農協吾川支所	(1)被害調査、対策指導への協力
高知県農協仁淀支所	(2)必要資機材の確保についての協力
高知県農協池川支所	(3)被災組合員に対する融資又はそのあつせん
仁淀川森林組合	同上
仁淀川町商工会	同上
高知県建設業協会高吾北支部	災害対策への協力
仁淀川町社会福祉協議会	(1)災害時要配慮者対策等の地域防災対策への協力に関すること (2)災害時の福祉施設の人材斡旋 (3)災害ボランティアに関すること (4)生活困窮者に関する生活福祉資金等の貸付に関すること
仁淀川町食生活改善推進協議会	(1)救護所での救護活動補助 (2)炊き出し等への協力 (3)義援金品募集への協力
各地区自主消防団	消防団との連携による災害対策への協力
各自治会	災害対策への協力
各地区自主防災組織	各地区の自主防災に関すること
各地区女性防火クラブ	各地区消防分団の救助活動補助
町内医療機関	被災者の救護や保護対策についての協力

○危険物施設等防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災活動について協力するものとする。

第3節 防災組織

1. 仁淀川町防災会議

仁淀川町防災会議条例(平成17年仁淀川町条例第153号)によって設置された組織であり、この所掌事務は、本町における地域防災計画を作成し、この実施の推進を図るとともに災害発生時における情報の収集等を任務とする。

2. 仁淀川町災害対策本部

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)並びに仁淀川町災害対策本部条例(平成17年仁淀川町条例第154号)による組織であり、町長を本部長とし、町長所属課のほか、町の各行政委員会事務局等の職員により構成し、町の地域に係る災害の予防、応急対策及び復旧・復興を実施する。

3. 指定地方行政機関

管轄地域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は防災対策実施のため必要な組織を設置し、災害の防除にあたる。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

「3. 指定地方行政機関」に準ずる。

第4節 住民、事業所の責務

1. 住民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には災害時要配慮者とともに早めに避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力に努めるものとする。

2. 事業所

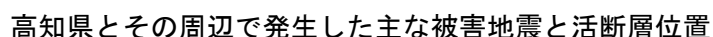
事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直しなど防災活動の推進に努めるものとする。

【災害時に果たす役割】

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 事業の継続
- (3) 地域への貢献・地域との共生
- (4) 二次災害の防止

1. 高知県に被害を及ぼす地震及び地震活動の特徴

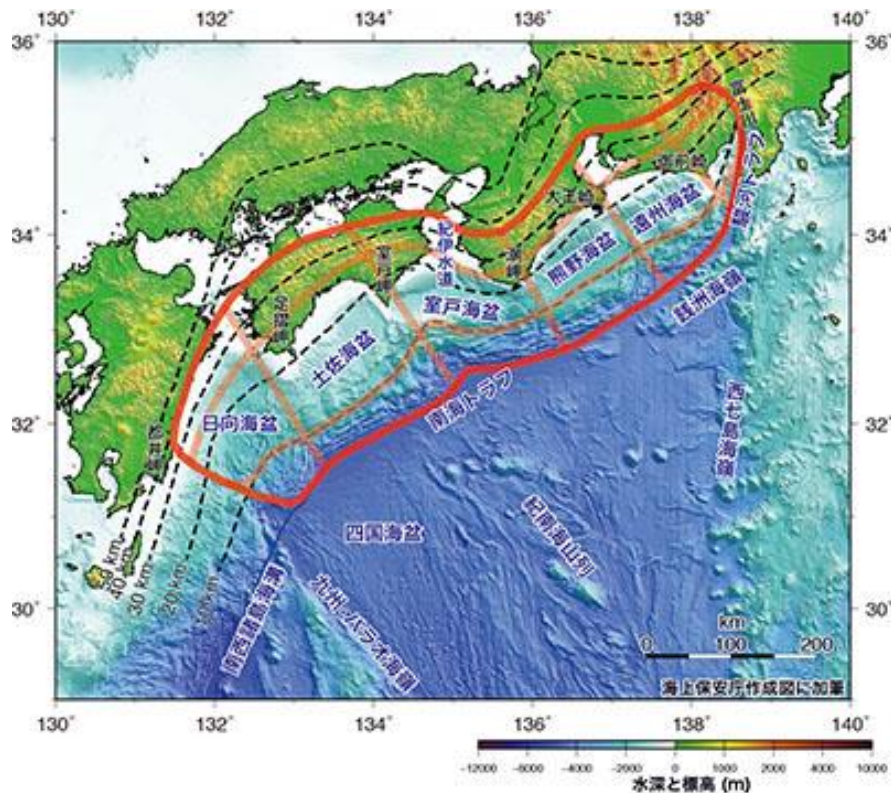
高知県の地形を見ると、四国山地がそびえたち、県内のほとんどが山地である。高知平野などの平野が海岸に沿ってわずかに分布している。高知県南部、室戸岬周辺などでは、南海トラフ沿いの巨大地震に関係した階段状の平坦な土地（海岸段丘）が分布している。室戸岬や足摺岬付近には、このような海岸段丘をずらしている活動度の低い活断層がいくつか認められ、これらは南海トラフで発生する巨大地震と関係が深いと推定されている。これ以外には活断層は知られていない。



『<http://www.jishin.go.jp/main/yosokuchizu/index.html>』)

高知県では、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで、四国沖から紀伊半島沖が震源域になった場合には、津波や地震動によって大きな被害を受けている。1707 年の宝永地震（M8.6）や 1854 年の安政南海地震（M8.4）で非常に大きな被害が生じたほか、1946 年の南海地震（M8.0）でも、死者・行方不明者 679 名、負傷者 1,836 名、住家全壊 4,800 以上、家屋流出 500 以上などの大きな被害が生じた。また、紀伊半島以東の南海トラフなどで発生した巨大地震でも被害を受けることがある。例えば、1854 年の安政東海地震では高知市周辺は震度 5 相当だったとの推定もある。

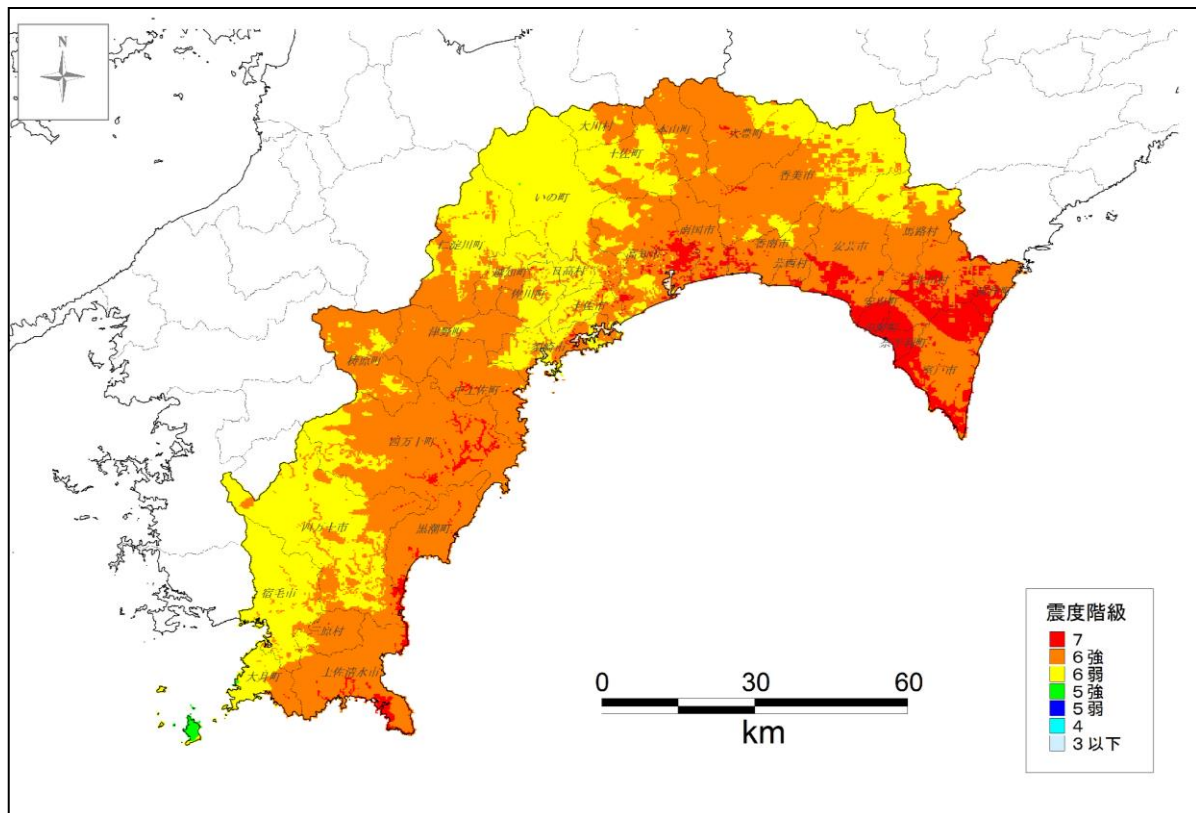
高知県では、日向灘の地震で被害を受けることがある。1968 年日向灘地震（M7.5）では、宿毛市、土佐清水市などで地震動と津波による被害が生じた。また、宮崎県西部における深い地震（1909 年、M7.6、深さは約 150 km と推定）でも、県内で負傷者や家屋破損という被害が生じた。さらに、1960 年のチリ地震津波のように外国の地震によっても大きな被害を受けることがある。



南海トラフ地震の想定震源域

(出典：地震動予測地図 ウェブサイト全国版，地震調査研究推進本部 HP

『<http://www.jishin.go.jp/main/yosokuchizu/index.html>』)



震度分布予測図

(出典：高知県版 南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測，平成 24 年 12 月)

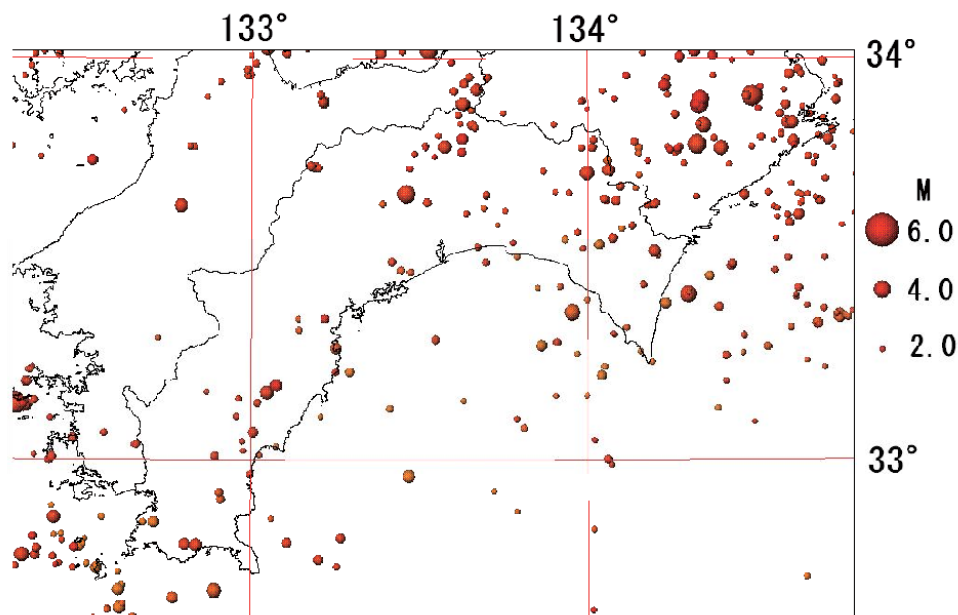
上記の図は内閣府より平成 24 年 8 月に発表された強震断層モデル(強震断層域の中で、強い地震波を発生させる領域)を基に、高知県が県内各地点の詳細な地盤データや過去の地震の記録を反映し作成した、現時点で発生しうる最大規模の震度分布を予測したものである。

これによると、高知県は震源に近い東部地域や、一部の沿岸地域の平野部などで震度 7 の強い揺れが観測されると、予測している。また、仁淀川町は南部の地域が震度 6 強と予測されているが、それ以外の地域は震度 6 弱に区分されている。

平成 31 年 2 月には南海トラフの地震活動の長期評価が公表されており、それによると M8～M9 クラスの地震の今後 30 年以内の発生確率は 70%～80%となっている。

第6節 地震による被害履歴

県内で発生した被害地震としては、1812年の土佐の地震（M不明）が知られている。県内で家屋などへの被害があった。また、1789年の徳島県南部の地震（M7.0）などのように周辺地域で発生した地震によっても被害を受けることがある。



高知県付近における最近の地震活動(1997年10月～2007年7月)

高知県に被害を及ぼした主な地震の一覧表

西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害
684年11月29日 (天武13)	土佐その他南海・東海・西海地方	8 1/4	津波来襲。土佐の船多数沈没。土佐で田苑50余万頃(約12km ²)沈下して海となる。南海トラフ沿いの巨大地震。
887年8月26日 (仁和3)	五畿・七道	8.0～8.5	(京都で民家の倒壊多く、圧死者多数。沿岸部で津波による溺死者多数。南海トラフ沿いの巨大地震。)
1099年2月22日 (康和1)	南海道・畿内	8.0～8.3	土佐で田約1,000ha海に沈む。津波があつたらしい。(南海沖の巨大地震と考えられる。)
1361年8月3日 (正平16)	畿内・土佐・阿波	8 1/4～8.5	(津波で摂津・阿波・土佐に被害。南海トラフ沿いの巨大地震。)
1498年9月20日 (明応7)	東海道全般	8.3	(南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。)
1605年2月3日 (慶長9)	(慶長地震)	7.9	土佐甲ノ浦・崎浜・室戸岬等で死者800人以上。
1707年10月28日 (宝永4)	(宝永地震)	8.6	津波により、死者1,844人、行方不明926人、家屋全壊5,608棟、家屋流失11,167棟。高知市の東部で最大2mの沈下。
1854年12月23日 1854年12月24日 (安政1)	(安政東海地震) (安政南海地震)	いずれも8.4	(死者2,000～3,000人、住居の倒壊・焼失30,000棟と思われる。安政東海地震と安政南海地震の被害は区別できない。)土佐領内では死者372人、負傷者180人、家屋全壊3,082棟、同流失3,202棟、同焼失2,481棟。
1946年12月21日 (昭和21)	(南海地震)	8.0	死者・行方不明者679人、負傷者1,836人、住家全壊4,834棟、同流失566棟、同焼失196棟。
1960年5月23日 (昭和35)	(チリ地震津波)	9.5 ※	負傷者1人、建物全壊7棟。
1968年4月1日 (昭和43)	(1968年日向灘地震)	7.5	負傷者4人、住家全壊1棟。 (高知・愛媛で被害多く、傷15人、住家全壊1棟、半壊2棟、道路損壊18ヶ所など。小津波があつた。)
2001年3月24日 (平成13) (芸予地震)	(平成13年(2001年)芸予地震)	6.7	負傷者4人。
2011年3月11日 (平成23) (東北地方太平洋沖地震)	(平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震)	9.0	負傷者1人(平成25年3月10日現在、警察庁調べ)。

※チリ地震のマグニチュードはKanamori(1977)によるモーメントマグニチュード(Mw)で、他の地震のマグニチュードと異なる。

(出典：地震動予測地図 ウェブサイト全国版，地震調査研究推進本部 HP

『<http://www.jishin.go.jp/main/yosokuchizu/index.html>』)

南海トラフを震源とする地震が、過去 100 年から 150 年の間隔で発生しており、高知県の被害は次のように記録されている。

高知県における南海地震による被害

発生年 (西暦)	死者 (人)	負傷者 (人)	全壊・流失・焼失 家屋 (戸)	半壊家屋 (戸)	備 考
白鳳 13 年 (684)	不明	不明	不明	不明	825 万 m ² の黒田郷が陥没
慶長 9 年 (1604)	800 余人	不明	不明	不明	津波などによる
宝永 4 年 (1707)	1844	926	15973	1742	流失板橋 188
安政元年 (1854)	372	180	8582	8888	
昭和 21 年 (1946)	679	1836	4846	9906	死者数は行方不明者含む

(出典：仁淀村史追補、南海大震災誌、土佐史談 224 号)

仁淀川町における被害の詳細は不明であるが、概ね次のとおりである。

南海地震による仁淀川町の被害

発生年	被 害
安政元年 (1854)	山々が崩壊し、家屋は次々と倒壊、死傷者続出。人々は仮小屋で生活。飲料水も枯渇・減少。長者川は渇水のため一時川原となった。
昭和 21 年 (1946)	道路決壊 17 箇所。石垣崩壊、地割れ、人家の傾きがあったが、人的被害はなかった。

(出典：仁淀村史追補、南海大震災誌)

第7節 被害想定

高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定(平成 25 年 5 月)によれば、南海地震による仁淀川町の建物被害、人的被害および避難者は、次に示すとおり想定されている。

【被害想定条件】

○冬の深夜に発生

○住宅の耐震化率 現状：74% ⇒ 対策後：100%

—:未算出, *:若干数

被災ケース 地震動	条件	建物棟数	建物被害				
			液状化(棟)	揺れ(棟)	急傾斜地崩壊(棟)	地震火災(棟)	合計(棟)
L1※1	現状	8,232	*	*	*	*	*
	対策後		—	*	—	—	—
陸側※2	現状		*	550	10	10	570
	対策後		—	20	—	—	—

被災ケース 地震動	条件	人口 H17国勢調査	人的被害(死者数)					
			建物倒壊 (人)	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物(人)	急傾斜地崩壊 (人)	火災(人)	ブロック塀(人)	合計(人)
L1※1	現状	7,347	*	*	*	*	*	*
	対策後		*	—	—	—	—	*
陸側※2	現状		30	*	*	*	*	40
	対策後		*	—	—	—	—	*

被災ケース 地震動	条件	人口 H17国勢調査	人的被害(負傷者数)					
			建物倒壊 (人)	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物(人)	急傾斜地崩壊 (人)	火災(人)	ブロック塀(人)	合計(人)
L1※1	現状	7,347	20	*	*	*	*	20
	対策後		*	—	—	—	—	*
陸側※2	現状		470	10	*	*	*	470
	対策後		20	—	—	—	—	20～

被災ケース 地震動	条件	人口 H17国勢調査	人的被害(負傷者のうち重傷者数)					
			建物倒壊 (人)	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物(人)	急傾斜地崩壊 (人)	火災(人)	ブロック塀(人)	合計(人)
L1※1	現状	7,347	10	*	*	*	*	10
	対策後		*	—	—	—	—	*
陸側※2	現状		270	*	*	*	*	270
	対策後		10	—	—	—	—	10～

被災ケース 地震動	条件	人口 H17国勢調査	1日後の避難者数		
			避難所	避難所外	合計
L1※1	現状	7,347	10	*	10
	対策後		*	*	*
陸側※2	現状		400	270	670
	対策後		30	20	50

※1 L1:発生頻度の高い一定程度の地震・津波を想定したケース

※2 陸側:中央防災会議による東海、東南海、南海地震の検討結果を参考に高知県が設定した基本の強震動生成域を、可能性のある範囲で最も陸側(プレート境界面の深い側)の場所に設定したケース。

(出典:高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定,平成 25 年 5 月)

第2章 震災予防計画

第1節 震災予防対策を推進するための体制整備

◎【総務課・住民福祉課】

本町に係る震災予防対策を推進するため、防災会議を開催し、地域防災計画の作成、見直し及び実施を推進する。

(資料 26 防災関係条例・規則等)

第2節 被害の発生防止・拡大防止対策の推進

1. 地震に強いまちづくりの推進

◎【総務課・住民福祉課・企画課・産業建設課・地域振興課】

本町には大崎、川口、森、長者、土居甲周辺地区を中心に一部木造家屋が密集している地域等震災に対して脆弱な地域が存在する。こうした地域では、震災による被害がより拡大する可能性があるため、避難路・避難所の整備、オープンスペースの整備、建築物の耐震・不燃化等地震に強いまちづくりを着実に推進する。

(密集地域については、I-2-2 ページ、「一般対策編 第2章 第2節 3.火災危険区域」参照)

2. 公共施設の耐震化の推進

◎【総務課・住民福祉課・産業建設課・地域振興課】

大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策を円滑に実施するため、公共施設等の耐震性等の確保について検討する。

なお、地震防災上重要となる建築物は次のとおりである。

○地震防災上重要となる建築物

- | |
|------------------|
| ①役場(本庁、総合支所、出張所) |
| ②消防施設 |
| ③診療所 |
| ④学校 |
| ⑤社会福祉保健施設 |
| ⑥避難所 |

3. 一般建築物の耐震化の推進

◎【総務課・住民福祉課・産業建設課・地域振興課】

地震による建築物の被災は、重大な人的被害の発生をもたらすとともに、火災の発生源ともなり、地震被害の軽減対策上その耐震性の確保は極めて重要である。このため、一般建築物の耐震化について啓発を推進する。その際、建築設備、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、看板、屋内の家具等の転倒・落下対策についても周知を図る。

4. 孤立集落対策

本町では、多くの集落が急峻な山間部に位置しており、地震発生時には道路の寸断により多数の集落が孤立する可能性が高い。また町内の多くの集落は高齢化が進んだ地域でもあり、災害時要配慮者が多く、避難時には多くの困難が予想される。災害により孤立した集落が、救援活動がいきわたるまでの間、自立して生活できるよう対策を検討していくものとする。

4.1 孤立集落と外部との通信確保

◎【総務課・住民福祉課】

地震発生直後は、各現場、県等防災関係機関との間でさまざまな情報交換を行う必要があるが、携帯電話も含め一般加入電話の輻輳・途絶も予想される。こうした事態においても、適切な情報収集・伝達が行えるよう、あらかじめ下記の点について対策を講じる。

(1) 優先度の高い対策

孤立集落と外部との通信の確保のため、次の事項について対策を進める。

ア 災害の発生を前提とした通信設備の運用

- (ア) 通信機器のための非常用電源及び燃料の確保
- (イ) 通信機器の落下防止のため、ベルトやボルト等による機器の固定
- (ウ) 防災訓練を通じ、これら通信機器や非常用電源の使用方法的の習熟

イ 通信設備障害時におけるバックアップ体制の検討

- (ア) 発災時の被害状況把握のための自主防災組織を中心とした体制の構築
- (イ) 避難所における避難者からの情報収集
- (ウ) 通信の途絶している集落に対する優先的な情報収集

ウ 集落と町との間の通信確保

災害時の集落と町との間の通信を確保するため、孤立が懸念される集落には防災行政無線等の整備を進める。

(2) 今後対策を進めていく事項

ア 防災関連施設の耐震補強

災害対策本部や避難所等の防災関連施設の耐震性を確認し、不十分な場合は代替施設を選定しておくとともに、耐震性を強化する。

4.2 孤立集落への物資供給・救助活動

◎【総務課・住民福祉課】

(1) 孤立集落の被災状況や住民ニーズの十分な把握

孤立集落の被災状況や住民のニーズを的確に把握するため、伝えるべき項目を予め整理しておく。次の項目について優先的に伝達する。

伝達項目： 負傷者の有無、負傷の程度、孤立集落内の人数、要配慮者の有無、
備蓄状況（食料、水、医薬品、毛布）、不足物資

また、長期間孤立した場合に備えて、孤立時に供給する医薬品をあらかじめリストアップしておく。

(2) ヘリポートの整備

孤立する可能性のある集落のヘリポートの整備、及びヘリコプターの夜間離着陸設備の整備を進める。

また、ヘリポートや生地着陸の場所を確保するため、進入経路上にある電線、電柱等の障害物の移設を進める。（ヘリポート等については、I-3-14～16 ページ、「本編 第3章 第1節 6.6 災害派遣部隊の受入れ体制」参照）

4.3 孤立に強い集落作り

◎【総務課・住民福祉課】

孤立した集落が1週間程度は自活できるような体制の整備を進める。

(1) 優先度の高い対策

ア 備蓄の整備・拡充

町は、孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。

また、各自治会・自主防災組織等及び家庭においても備蓄を積極的に行う。

イ 避難体制の強化

町は、集落の人口に応じた避難施設を指定するとともに、避難施設の地盤強度の点検、非常用電源の整備を行う。

また、防災マップを作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民へ危険箇所、避難所を周知徹底する。

ウ 住宅の耐震化

町は、住宅の耐震化を積極的に支援する。

エ 保険制度等の普及促進

町は、地震保険等の普及促進に努める。

オ マニュアル等の整備

町は、施設管理者、自治会・自主防災組織等による避難所運営マニュアル等の策定を進める。

(2) 今後対策を進めていく事項

ア 避難施設の拡充

集落単位での一時避難所、コミュニティ防災拠点等の避難施設を確保・整備するとともに、耐震化を推進する。必要に応じて、近傍のがけ崩れ対策などの土砂災害対策や基礎地盤の補強も行う。

イ 孤立に備えたライフラインの拡充

太陽光発電、風力発電及び水力発電等による電源の確保を検討する。
飲み水確保のために、集落内の住民を賄える浄水装置を確保する。

ウ 孤立集落間での連携体制

近隣集落間での人的交流による情報の伝達、共有体制を強める。
アクセス可能な集落間で応援体制を構築する。
住民参加による危険度マップ作成や学校教育によって災害記録を伝承する。

5. ライフライン施設の耐震化の推進

◎【総務課・住民福祉課・町民課】

上下水道、電気、ガス、通信施設が地震によって被害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼす。町は、上下水道施設の耐震化に努めるとともに、電気、ガス、通信施設に係る各社と日頃から情報交換を行い、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

6. 火災予防対策及び防災拠点施設機能の整備推進

◎【総務課・住民福祉課】

地震による火災は同時多発の可能性があり、一方で、断水や道路の寸断等によって消防活動に障害が生じ、通常の火災よりも被害が拡大する可能性がある。こうした事態に備え、住民の火気取り扱いに関する啓発、家庭への消火器具の普及等出火防止対策及び初期消火対策を推進するとともに、避難所等防災拠点における収容、情報収集・伝達、備蓄、応急援護等の機能の整備及び耐震性貯水槽の整備等による飲料水の確保・消防水利の整備を推進する。

(火災危険区域については、Ⅰ-2-2 ページ、「一般対策編 第2章 第2節 3.火災危険区域」参照)
(火災予防については、Ⅰ-2-11 ページ、「一般対策編 第2章 第7節 火災予防」参照)

7. 危険物施設等災害予防の推進

◎【高吾北消防本部(署)】

地震動や液状化により危険物施設等が損傷すると、飛散、漏洩、爆発、火災などにより、周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらす恐れがある。こうした事態に備え、危険物施設等の現況を的確に把握しておくとともに、法令上の基準の遵守及び施設・設備等の耐震化に関する指導の徹底並びに自衛消防組織による訓練等の充実や防災関係機関との連携体制の強化を進める。

(資料 14 危険物貯蔵所等)

8. 土砂災害予防の推進

◎【総務課・住民福祉課】

急傾斜地等では、地震により土砂災害の発生が懸念される。そこで、被害を最小限に食い止められるよう、災害防止事業を推進するとともに、下記の対策に積極的に取り組む。

(1) 災害危険箇所の現況把握とパトロールの実施

(2) 住民への周知

(I-2-6 ページ、「一般対策編 第2章 第4節 土砂災害予防」参照)

(資料 2～9 山地に起因する災害危険箇所 等)

9. 文化財の耐震化の推進

◎【教育委員会】

文化財を地震から保護するため、年1回以上その管理状況(転倒、倒壊対策状況、消防設備の整備状況等)を調査し、これに基づき必要な措置を講じる。

第3節 住民等の自主防災力の向上

1. 各家庭・事業所の自主防災力の向上

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

地震から自らの生命・財産を守る基本は、各家庭、事業所での自主防災力の向上である。町は、各家庭や事業所での自主防災力の向上を図るため、啓発や防災訓練に関し効果的な手法を検討し、対策を実施していく。事業については、防火管理業務の指導等も合わせ被害の発生・拡大防止を図っていく。

1.1 家庭に求められる自主防災力向上対策

(1) 家庭での危険防止対策の実施

- ア. 家具の固定
- イ. 落下物の防止
- ウ. 家屋の耐震化(耐震診断、補強等)・不燃化
- エ. 家屋周辺の危険性の把握

(2) 家庭備蓄の実施

- ア. 消火器、バケツ等の消火用具
- イ. のこぎり、バール等の救出用具
- ウ. 救急医療セット等の医療用品
- エ. 食料、水、燃料(7日分程度)
- オ. 衣服、毛布等の生活用品
- カ. 懐中電灯等の照明用品
- キ. ラジオ等の情報収集用品
- ク. その他各家庭の実情に応じた品目(ミルク、めがね等)

(3) 防災知識及び対処方法の理解と習得

- ア. 地震の知識(発生メカニズム、「震度」と「マグニチュード」の違い、余震への対応等)
- イ. 地震発生時の対処方法
- ウ. NTT災害用伝言ダイヤル(「171」)の利用方法
- エ. 非常時の家族の避難所や連絡方法の確認

(I-2-22 ページ、「一般対策編 第2章 第11節 防災知識の普及」参照)

1.2 事業所による自主防災体制の整備

(I-2-28 ページ、「一般対策編 第2章 第14節 事業所による自主防災体制の整備」参照)

2. 自主防災組織

◎【総務課・住民福祉課】

自主防災力は、地域ぐるみで高めていくことで組織的な力を発揮できるようになり、より有効性が高まる。そのため、町では組織率 100%を目指して啓発活動を行っている。今後、自主防災組織の活動能力の向上を図るため、リーダーの養成、資機材の整備・備蓄場所の確保、防災訓練等に関し、積極的に支援していく。

また、ビデオ、防災パンフレットの活用や研修会の実施などにより防災意識の高揚を図る。

3. 災害時要配慮者対策

◎【保健福祉課・住民福祉課・社会福祉協議会】

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

災害発生時には、高齢者や障害者、乳幼児など、危険の察知や迅速な行動が困難な者への特別な配慮が必要であり、町は、「災害時要配慮者避難支援プラン」及び「避難行動要支援者名簿」を作成して、災害に備えた要配慮者に関する情報共有、災害時の避難情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制の整備を進めるとともに、必要な者には個別計画を作成してきめ細かく対応する。

(I-2-29 ページ、「一般対策編 第2章 第15節 災害時要配慮者対策」参照)

(参考資料3 在宅要配慮者が家庭内対策として取り組むべき事項)

4. 小中学校及び災害時要配慮者関連施設の自主防災力の向上

◎【総務課・住民福祉課・教育委員会・高吾北消防本部(署)】

◎【保健福祉課・住民福祉課】

児童生徒、乳幼児、要配慮高齢者、障害者、傷病者等が集まる小中学校及び災害時要配慮者関連施設が地震によって大きな被害を受けると、多くの人的被害が発生する可能性がある。そこで、地震発生時に的確な対応が図れるよう、消防計画や地域防災計画の作成、見直し、防災訓練の定期的な実施について指導する。

5. 小中学校における防災教育の推進

◎【教育委員会】

◎【総務課・住民福祉課】

児童生徒に対する防災教育は、子供自身の自主防災力を高めるばかりでなく、将来的に災害に強い人材を育てていくという意味でも重要である。地震災害に関する知識を深め、地震への対応力を高めるため、各教科、「総合学習」、特別活動の指導における副読本等教材・資料の作成、避難訓練、応急処置について、児童生徒等の発達段階や学校等の実態に応じた防災教育に取り組んでいく。

6. 消防団を中心とした地域の防災体制整備

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行う。また、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

(I-2-34 ページ、「一般対策編 第2章 第16節 消防団を中心とした地域の防災体制整備」参照)

第4節 町の防災力の向上

1. 迅速かつ円滑な災害対策本部体制確立のための環境整備

◎【総務課・住民福祉課】

地震発生時には、まず来庁者及び職員の安全確保を図るとともに(勤務時間中に発災の場合)、災害対策本部を迅速・円滑に立ち上げ、各種災害応急対策を遂行する環境を整える必要がある。そこで、あらかじめ下記の点について対策を講じる。

- (1) 来庁者及び職員の避難誘導マニュアルの作成及び訓練
- (2) 庁舎内ロッカー、キャビネット、自動販売機等の転倒・落下防止対策
- (3) 本部室・支部室の備品等の備え
- (4) 停電時の自家発電装置の備え
- (5) 職員の食料、水、トイレ等の備え

2. 職員

◎【総務課・住民福祉課】

休日・夜間等勤務時間外に地震が発生した場合、的確な初動活動のためには職員を迅速に動員する必要がある。そこで、動員配備表の配布や訓練等を通じて、動員配備基準の周知徹底を図る。

(I-2-22 ページ、「一般対策編 第2章 第11節 防災知識の普及」参照)

(I-2-25 ページ、「一般対策編 第2章 第12節 防災訓練」参照)

3. 被害情報収集体制

◎【総務課・住民福祉課】

地震後の災害応急対策活動を迅速・的確に遂行するためには、まず、被害状況を適切に把握する必要がある。そこで、自主防災組織等住民から被害情報を入手する体制を整備するとともに、被害情報収集マニュアルを作成するなどして適切な被害情報の収集体制を整える。

(I-2-44 ページ、「一般対策編 第2章 第22節 情報の収集・伝達体制の整備」参照)

4. 住民への広報体制の整備

◎【総務課・住民福祉課】

地震後においては、二次災害防止の呼びかけ、避難勧告・避難指示(緊急)等といった緊急情報のほか、安否情報、給水や物資配布、通行止めのお知らせなどさまざまな生活情報を住民に広報することが求められる。そこで、住民への広報活動を適切に行えるよう、下記の点について準備を行っていく。

- (1) 住民への情報伝達手段の充実
防災行政無線(同報系)、サイレン、緊急速報メール、インターネット、広報車等複数の情報伝達手段の充実を図る。
- (2) 防災拠点及び避難所としている各学校のパソコンの整備(教育用パソコンを災害時にも活用することができる体制を整備する。)
- (3) 広報紙(チラシ)の発行体制の整備

5. 避難を可能にするサイン

◎【総務課・住民福祉課】

町は、災害の危険性や避難所、避難開始時期を知らせるサインの整備を進める。

- (1) 日常から危険性を知らせるサイン
 - ア 避難開始時期を示した水位表示板などの標識
 - イ ハザードマップなどの啓発資料
- (2) 避難所を知らせるサイン
 - ア 避難所を示す標識
 - イ 避難誘導標識
 - ウ 夜間に発光する誘導灯や表示灯
- (3) 避難の開始を知らせるサイン
 - ア 防災行政無線など施設管理者が状況を判断してから通知するための施設
 - イ 水位と連動したサインなど避難開始を自動的に知らせる設備
 - ウ 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板などの標識

6. 防災関係各機関・団体との連携強化

◎【総務課・住民福祉課】

地震後の各種災害応急対策活動は、町とさまざまな防災関係機関、団体が連携して実施される。防災関係機関、団体と連携した活動が適切に行えるよう、あらかじめ下記の点について準備を行っていく。

- (1) 協定等の締結
- (2) 定期的な情報交換の実施
- (3) 防災訓練の実施

7. 物資・資機材等の備蓄の推進

◎【総務課・住民福祉課】

大規模地震により多数の被災者が発生した場合、飲料水、食料、生活必需品等生活関連物資や救出救助用資機材が必要となる。そこで、迅速・的確に被災者への支援を行うことができるよう、県が実施した被害想定等に基づき、公的備蓄型・流通在庫備蓄型の両面から下表(備蓄目標基準・備蓄する品目)に基づき物資の備蓄を整備する。備蓄に当たっては、下記の点にも留意する。

- (1) 公的備蓄のための備蓄倉庫の整備
防災時に迅速な供給を行えるよう、可能な限り地区毎に分散して備蓄倉庫を整備する。その際、水害等の危険性がないよう十分配慮する。
- (2) 流通在庫備蓄のための協定等の締結

- (3) 季節性、地域特性に配慮した備蓄(ストーブ、扇風機等)
- (4) 在宅要配慮者に配慮した備蓄(粉乳、おむつ、食しやすい食品、車イス等)
- (5) 集団生活に配慮した備蓄(プライバシーの確保のための仕切板等)
- (6) 時間の経過を考慮した備蓄(避難生活が長期化した場合に備えた生鮮食料品等の流通在庫備蓄体制の整備等)
- (7) 避難所等防災拠点を考慮した備蓄
(I-2-21 ページ、「一般対策編 第2章 第10節 防災施設・設備等の整備」参照)

8. 技術的・財政的支援

- (1) 国に対して地方の実施する地震防災対策について、技術的・財政的な支援を要請する。
- (2) 国の観測・予知体制の強化を要請する。
- (3) 計画づくり、課題対策、関係機関との調整、情報提供などについて、県の支援を要請する。

【備蓄する品目一例ー】

○生活関連

品 目
・保存主食・副食(いわゆるサバイバルフーズ、アルファ米、缶詰など(割り箸、紙食器等を含む))
・粉乳・ミルク
・保存水(ペットボトル)
・医薬品
・飲料水用ポリタンク・給水パック(袋)
・哺乳ビン
・身の回り品(トイレットペーパー、タオル、石けん、歯磨き等)
・生理用品
・折畳式簡易トイレ(パック式セット)又は仮設トイレ
・毛布
・紙おむつ(大人用)
・紙おむつ(子供用)
・救急医療セット
・懐中電灯
・ラジオ
・乾電池
・防水シート(グラウンドシート)
・ロープ(シート張り、救助用)
・ストーブ
・発電機
・避難所用シート
・車イス
・簡易ベッド

○救出救助活動用

品 目
・ バール
・ スコップ
・ ジャッキ
・ 手斧
・ 発電機
・ 投光器

※ 参考：公的備蓄型と流通在庫備蓄型の比較

	公的備蓄型	流通在庫備蓄型
形態	平常時から町において、必要な品目及び数量を購入して倉庫に現物を備蓄するもの	卸・小売等業者に協定等により依頼しておき、災害時に必要品目・数量をそれら業者に確保させるもの
メリット	・ 物品確保が確実(迅速確実に対応可) ・ 計画的な分散備蓄が可能	・ 多品目又は大量の調達が可能 ・ 備蓄(購入、保管)の経費節減可 ・ 公的機関による在庫・品質管理が不要 ・ 必要量のみの対応可能 ・ 品質の低下防止が期待できる
デメリット	・ 購入費、倉庫建設等の財政負担が必要 ・ 倉庫(建設他)の確保が必要 ・ 在庫管理の事務が必要 ・ 物資更新時の処分が困難	・ 在庫把握が容易にできない ・ 在庫状況により入手できない場合がある ・ ランニングコストの取扱いが不明確 ・ 数量を明確にしない紳士協定においては実効性が期待しにくい

9. 消防力の充実強化

◎【高吾北消防本部(署)・総務課・住民福祉課】

地震時の消防活動を円滑に行えるよう、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に基づき、消防施設、消防利水等の充実に努めるとともに、下記の観点から活動能力の向上に努める。

(1) 消防活動計画の整備

大規模地震時における消防機関の消火、救助・救急活動、広域応援活動等の消防活動計画を定めておく。

(2) 消防団の強化、活性化

(I-2-11 ページ、「一般対策編 第2章 第7節 火災予防」参照)

(I-2-34 ページ、「一般対策編 第2章 第16節 消防団を中心とした地域の防災体制整備」参照)

(資料 20 消防力等の現況)

10. 避難体制の整備

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、あらかじめ指定緊急避難場所や長期の避難生活にも対応できる指定避難所の整備、避難計画の作成、避難所の開設・運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努める。

- (1) 避難計画の作成・更新
- (2) 避難場所及び避難所の整備
- (3) 自主的な避難
- (4) 指定避難所の運営体制づくり
- (5) 広域一次滞在場所の準備
- (6) 愛玩動物との同行避難体制の準備
- (7) 事業所や観光施設の避難体制の準備

(I-2-42 ページ、「一般対策編 第2章 第21節 避難体制の整備」参照)

(資料 22 指定緊急避難場所・指定避難所)

11. 医療体制の整備

◎【総務課・保健福祉課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

地震により負傷者が多数発生した場合、管内医療機関の稼動状況の把握、救護所の設置、医療救護班の派遣要請・受入れ、重傷者の後方搬送、住民への広報等さまざまな活動が求められる。これらの活動を適切に行えるよう、下記の観点から医療体制の整備を進めていく。

- (1) 医師会、医療機関との連絡体制の整備
- (2) 医療救護班の派遣要請・受入れ体制の整備(マニュアル作成等)
- (3) ヘリコプターによる後方搬送体制の整備
- (4) 被災医療機関への支援体制の整備(避難支援、給水等)

12. 二次災害防止体制の整備

◎【総務課・住民福祉課・産業建設課・地域振興課】

地震後には、余震等により家屋の倒壊、堤防の決壊、土砂災害等の二次災害が懸念される。二次災害を防止するためには、地震後、住居や各危険箇所の危険性を把握し、必要に応じて応急措置や避難の措置をとる必要があるが、危険性の把握に当たっては、建築士、砂防技術者等専門技能者の協力が必要である。そこで、これら専門技術者との連絡体制や活動体制をあらかじめ整備しておく。

(資料 2～9 山地に起因する災害危険箇所 等)

13. 在宅要配慮者対策の推進

◎【保健福祉課・総務課・住民福祉課】

在宅要配慮者(在宅のねたきり、ひとり暮らしの高齢者、身体・知的・精神障害者、透析・難病患者、乳幼児等)が災害に見舞われると、その介護者も含めさまざまな障害に直面する。これらの人々を支援するため、下記の観点から対策を推進する。

- (1) 安否確認体制の整備(台帳の作成等)
- (2) 地域での避難等支援体制の整備
(I -2-29 ページ、「一般対策編 第2章 第15節 災害時要配慮者対策」参照)

14. 自発的な支援への環境整備

◎【総務課・住民福祉課・社会福祉協議会】

- (1) 関係者相互の連携の強化

町は、高知県、NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社などの災害発生時に連携する必要がある関係者で、定期的に災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議を行う。

- (2)自発的な支援を担う人材の育成

ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど、自発的な支援を担う人材の育成を行う。

- (3)ボランティアの受入れと活動支援体制の整備

ボランティア活動の活性化に向けた環境整備を推進する。

- ア 災害ボランティア活動に関する普及啓発
- イ ボランティアリーダー、ボランティアコーディネーターの養成
- ウ 災害ボランティアセンターの設置及び支援
- エ 災害ボランティアセンターの活動拠点の整備
- オ 必要資機材の貸出し

15. 防災訓練の推進

◎【総務課・住民福祉課】

町や住民等の防災力を向上させ、防災関係機関・団体等との連携を強化するため、また、防災計画の実効性の検証等防災上の課題を把握するため、関係機関の指導・協力を得て定期的に総合防災訓練、情報収集・伝達や参集等の個別訓練、図上シュミレーション訓練の実施を推進する。

- (1) 町及び防災関係機関は、地震の震度予測などを参考に、地域特性を考慮して、実状に即した実践的な防災訓練を企業、NPO、ボランティア及び地域住民と協力して少なくとも年一回以上実施するものとする。
- (2) また、訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、訓練を通じて得られた課題に基づいて計画の見直し等を行うものとする。
- (3) (1)の防災訓練は、次の訓練を実施することとし、地域住民等の参加する防災訓練は、地震発生時の円滑な避難のための災害応急対策を中心とする。
 - ア 初動体制の確立訓練の実施
地震発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施するものとする。
 - イ 現地訓練の実施
地震発生時に実際に行うことを検証することを目的として、現地訓練を実施するものとする。この際、関係機関や関係者との連携を十分に考慮するものとする。
 - ウ 情報収集・伝達等に関する訓練の実施
情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施するものとする。
 - エ 図上訓練の実施
町は、様々なシナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施することとする。
- (4) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

第5節 重点震災予防対策

本節では、本町の震災対策を1段階ステップアップさせるため、第2節～第4節に規定した震災予防対策の内、重点的に取り組む対策を規定する。各所管課及び防災関係機関は、協力してその推進に努める。

1. 被害の発生防止・拡大防止対策の推進

重点対策－1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

◎【総務課・住民福祉課】

【各課・高吾北消防本部(署)】

町は、地震に強いまちづくりを推進するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法に伴う「地震防災緊急事業五箇年計画」を踏まえ、計画的に整備を図るものとする。なお、町有施設の耐震化は、今後、検討のうえ、整備計画を立て整備を図るものとする。

- (1) 避難所
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動を確保するための道路
- (5) 高規格道路等
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設
- (7) 共同溝
- (8) 社会福祉施設の改築
- (9) 保育所、小学校、中学校の改築又は補強
- (10) 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (11) 地域防災拠点施設
- (12) 防災行政無線
- (13) 老朽住宅密集地における延焼防止上必要な道路もしくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物

2. 住民等の自主防災力の向上

重点対策－2 町ぐるみでの防災マップの作成

◎【総務課・住民福祉課】

自宅周辺の危険な場所、安全な場所、避難路、避難所、消火器等防災機器の保管場所等をあらかじめ多くの人を知っておくことは、被害を最小限に食い止めるために大切なことである。そこで、各地区別に、住民参加による防災マップづくりを進める。

重点対策－3 各家庭・事業所の危険防止対策および備蓄の推進

◎【総務課・住民福祉課】

家具等の転倒や建物の倒壊から身を守ることは、地震発生時の危険防止の上で大きな効果がある。そこで、家庭・事業所での耐震診断及び補強、家具等の固定を進める。また集落孤立に備え、1週間程度は自活できるよう各家庭・事業所での備蓄を進める。

重点対策－4 自主防災組織の組織化

◎【総務課・住民福祉課】

災害時、自分達の地域は自分達で守り、地域内でお互いに助け合い、支えあうことを目的として、自主防災組織の組織化を進める。

重点対策－5 発災対応型防災訓練の実施

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

住民の危機意識を高め自主防災能力を向上させるため、自治会や事業所に働きかけ「発災対応型防災訓練」を実施する。

「発災対応型防災訓練」

発災対応型防災訓練は、東京消防庁向島消防署において発案・実施されているもので、住民が自宅や職場にいるときに災害が発生したと仮定して、それに臨機応変に対応することが求められる新しい型の防災訓練である。

学校校庭等に集合して初期消火等の訓練を受けるといった従来の集合型訓練とは異なり、生活している地域を舞台にして住民が自分たちで考えながら積極的に災害に対処するという能動的な訓練である。

(概要：以下は1例でありさまざまなパターンを工夫することができる。)

- 1.訓練開始の合図：家庭や事業所において身体防護訓練、ブレーカーの切断等を行い、一時避難場所を目指す。
- 2.一時避難場所への避難：一時避難場所に到着するまでの間、火災、負傷者、倒壊家屋等の事象に遭遇し状況に応じて初期消火等の防災活動を行う(参加者は火点やけが人発生場所等の想定を知らされていない。)
- 3.一時避難場所での訓練：シート等を敷いて救護所を作り、けが人を収容する、情報を集めて別の災害発生場所に応援に向かう等の防災活動を行う。

※ 平成11年1月「第3回防災まちづくり大賞」消防庁長官賞受賞

重点対策－6 在宅要配慮者向け防災行動マニュアルの作成・配布

◎【保健福祉課・住民福祉課】

在宅要配慮者(在宅のねたきり、認知症、ひとり暮らしの高齢者、身体・知的・精神障害者、透析・難病患者、乳幼児、妊婦等)が災害に見舞われると、その介護者も含めさまざまな障害に直面する。外部からの支援が始まるまでには相当の時間を要すると考えられることから、それまでの間自力で対処できる能力を高めていく必要がある。そこで、在宅要配慮者向けの防災行動マニュアルを作成・配布し、自主防災力の向上を図る。

(参考資料3 在宅要配慮者が家庭内対策として取り組むべき事項)

重点対策－7 NTT 災害用伝言ダイヤル「171」の周知

◎【総務課・住民福祉課】

【NTT 西日本】

NTT 西日本では、震度6弱以上の地震発生等による被災地への安否確認等の電話の殺到に対処するため、NTT 災害用伝言ダイヤル「171」を提供している。たとえば、自宅の電話番号をキーにして町内にいる家族の安否を妻が録音し、町外にいる夫がそれを再生することにより安否を確認することができるシステムである(録音は全国に分散したコンピューターに登録されるため、輻輳の可能性が小さくなっている)。

災害時には安否を確認する電話の殺到が通信の輻輳を招き、ひいては災害対応のための通信を阻害することが懸念されるため、広報紙、防災訓練等を通じてこのシステムの存在と利用方法について住民に周知していく。

3. 町の防災力の向上

重点対策－8 通信設備の整備

◎【総務課・住民福祉課】

孤立集落と外部との通信を確保するため、以下の項目について実施する。

- (1) 通信機器のための非常用電源及び燃料の確保
- (2) 通信機器の落下防止のため、ベルトやボルト等による機器の固定
- (3) 防災訓練を通じ、これら通信機器や非常用電源の使用方法的の習熟
- (4) 発災時の被害状況把握のための自主防災組織を中心とした体制の構築

重点対策－9 災害時応急対応マニュアルの作成

◎【各課】

地震災害時に迅速かつ的確な災害対応を行い、被害を軽減するために、地域防災計画を効果的に実施できるよう対応手順等をマニュアルとして整備しておく必要がある。

重点対策－10 被害調査マニュアルの作成

◎【各課】

災害時には住家被害調査等さまざまな被害調査を行う必要がある。そこで、あらかじめ被害調査マニュアルを整備し、調査事項、調査担当者、調査分担等を明確にしておく。

重点対策－11 災害広報紙の発行マニュアルの作成

◎【企画課】

【総務課・住民福祉課】

災害応急対策の要と位置づける災害広報活動の中で、住民へのきめ細かな情報提供手段となる災害広報紙を迅速かつ円滑に作成・配布できるよう、以下の内容を含むマニュアルを作成する。

- (1) 災害広報紙第1号の予定稿（参考資料5 広報紙(チラシ)第1号のひな型）
- (2) 発行に必要な物品の調達
- (3) 配布体制
- (4) 防災ホームページの充実

重点対策－12 各種協定の締結

◎【総務課・住民福祉課】

各種災害応急活動を円滑に遂行するためには外部機関・事業者との連携が必要であることから、以下の機関・事業者との協定締結を進める。

- (1) 郵便局（情報提供、物資の集積管理等）
- (2) 近隣地方公共団体（避難所の提供等）
- (3) 運送事業者（車両の確保、物資の集積・管理・輸送等）
- (4) ガソリンスタンド（燃料の確保、施設の応急復旧等）
- (5) 建設事業者（重機の確保、施設の応急復旧等）
- (6) 印刷事業者（災害広報紙の印刷等）
- (7) 新聞販売店（災害広報紙の配布等）
- (8) バス事業者（避難者の移送等）
- (9) 上下水道事業者（重機の確保、施設の応急復旧等）
- (10) 給食事業者（弁当）
- (11) 小売店舗（食料、生活関連物資の確保等）
- (12) 葬祭関係事業者（棺、ドライアイス、遺体搬送車両の確保等）
- (13) トイレ物品取扱い事業者（仮設トイレの確保等）
- (14) 防疫関係事業者（防疫薬剤、資機材の確保等）
- (15) 税理士会（災害住民相談）
- (16) 建築士会（応急危険度判定、災害住民相談）

重点対策－13 避難所の運営管理マニュアルの作成

◎【町民課】

【総務課・住民福祉課】

指定避難所を災害時に円滑に開設し運営できるよう、自主防災組織等と協議して運営管理マニュアルを作成する。

重点対策－14 応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

◎【産業建設課・地域振興課】

【総務課・住民福祉課】

大規模な地震が発生した場合の応急対策として、余震等による建築物の倒壊等から生じる2次災害を防止するため、被災建築物や宅地の安全性の判定、表示等を目的とする応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動が必要となる。そこで、県、建築士会、被災宅地危険度判定士連絡協議会等と連携して応急危険度判定体制や被災宅地危険度判定体制の整備を進める。特に、避難所については、建築士や被災宅地危険度判定士と事前に話し合いを行うなどして迅速・的確に応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が行える体制を整える。

重点対策－15 「災害時要配慮者避難支援プラン」の策定

町は、災害時要配慮者を支援するための基本方針、防災関係機関における役割分担、避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成、避難・誘導の方法、訓練の実施その他の支援体制を盛り込んだ全体計画（「災害時要配慮者避難支援プラン」）を策定する。

重点対策－16 図上訓練の実施

具体的な震災を想定した災害対策本部の立ち上げや情報の収集・伝達等に関する図上訓練を実施し、災害状況の変化に応じた洞察力と判断力を高める。訓練結果を踏まえて、本計画を見直し、ステップアップを図る。

【図上訓練】

訓練参加者が、状況付与表や地図を使用しながら、災害後の応急対策について時間経過を追ってシミュレーションする、極めて実戦的な訓練を示す。被害状況を各自がイメージネーションを働かせながら、それぞれの役割において応急対策の意思決定をしていくことから、実働型訓練との対比の意味において「ロールプレイング訓練」、「頭の訓練」とも呼ばれている。

第3章 震災応急対策計画

第1節 震災時における組織

1. 町における意思決定の基準

- (1) 町における震災時の災害対策に係る意思決定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき町長(災害対策本部長)が行う。
- (2) 町長(災害対策本部長)が意思決定できない場合(出張等により即座に連絡が取れない場合を含む)の職務の代理者は、次のとおりとする。

順位	職名
第1順位	町長
第2順位	副町長
第3順位	教育長
第4順位	総務課長

- (3) 本庁と各総合支所の間の通信が途絶するなどして相互の連絡が取れない場合は、連絡が取れるまでの間、各総合支所においては支所長が当該支所管内の災害対策に係る意思決定を行う。
- (4) また、支所長が意思決定できない場合の職務の代理者は、住民福祉課長、地域振興課長の順とする。

(資料26 防災関係条例・規則等)

2. 災害対策本部

(1) 組織体制の基準

町における震災時の組織体制の基準は、下表のとおりとする。

なお、災害対策本部体制は、初動活動を的確に行うため、地震直後の最初期から体制が整うまでの応急体制（A体制）とそれ以降の組織（B体制）をそれぞれ定めて対応する（「3.災害対策本部の組織及び担当事務」を参照）。

組織体制	災害事象	動員体制
災害対策本部体制 (必要に応じ設置) 本部長：町長	・ 本町で震度 4 又は震度 5 弱の地震を観測したとき ・ その他町長が必要と認めたとき	・ 地震警戒配備体制
災害対策本部体制 〔 直後はA体制 それ以降はB体制 〕 本部長：町長	・ 本町で震度 5 強以上の地震を観測したとき ・ その他町長が必要と認めたとき ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき	・ 地震緊急非常配備体制

(2) 災害対策本部の解散

災害対策本部は町域について、災害の発生する恐れが解消し、又は応急対策が完了したと認めた場合には解散する。

(3) 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を所掌事項により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を町庁舎に掲示する。

なお、解散した場合の通知は設置したときに準じて行う。

(4) 本部編成の修正

本部編成は毎年 4 月 1 日現在をもって必要な修正を行うものとする。

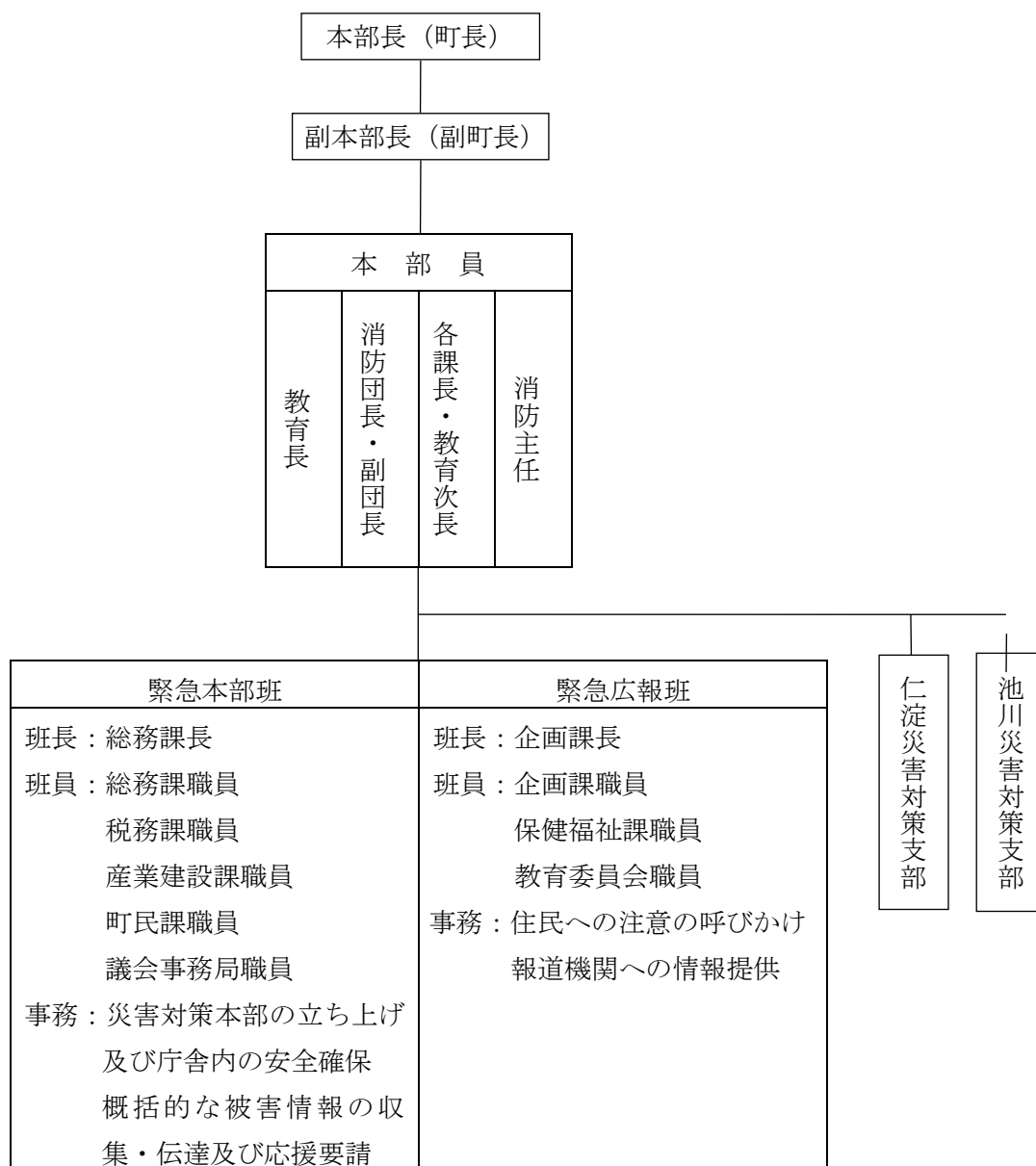
(5) 災害対策支部

設置及び解散の手続きは、本部に準ずる。

3. 災害対策本部の組織及び担当事務

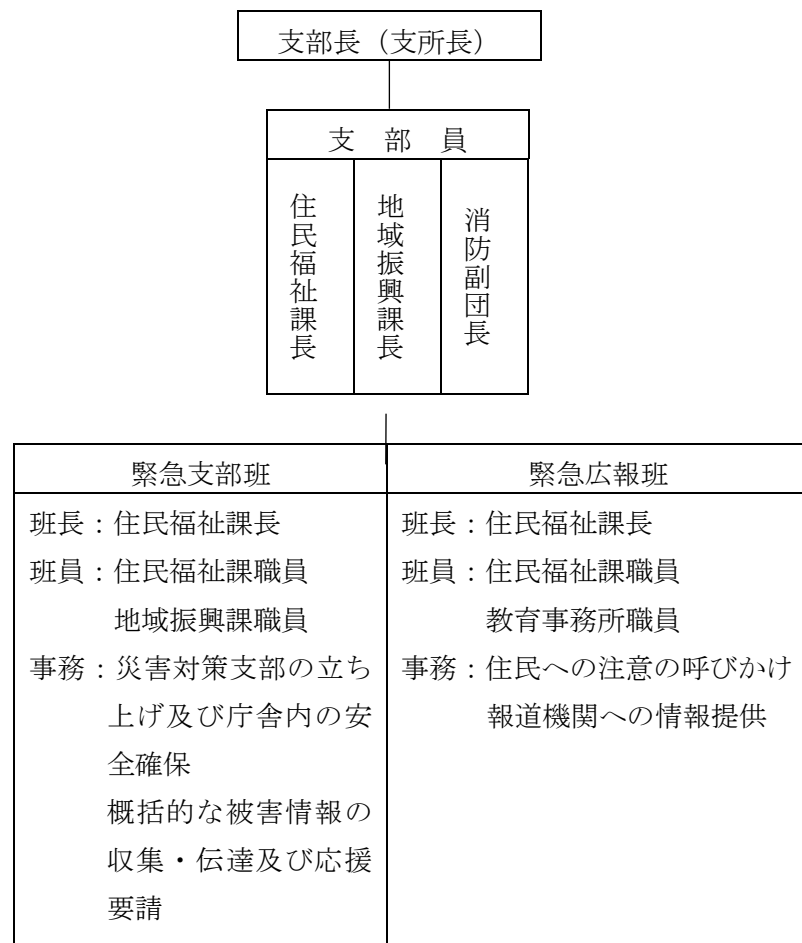
3.1 初動活動期（地震発生後概ね 30 分以内の完了を目標）の組織と事務：A体制

(1) 災害対策本部（A体制）



- (注) 1.勤務時間外の発災においても上記の班構成を原則とするが、職員の参集状況と災害状況に応じて緊急本部員は職員を振り分けることができる。
- 2.各出先機関は、当該施設内の安全確認及び来庁者の安全確保を図る。

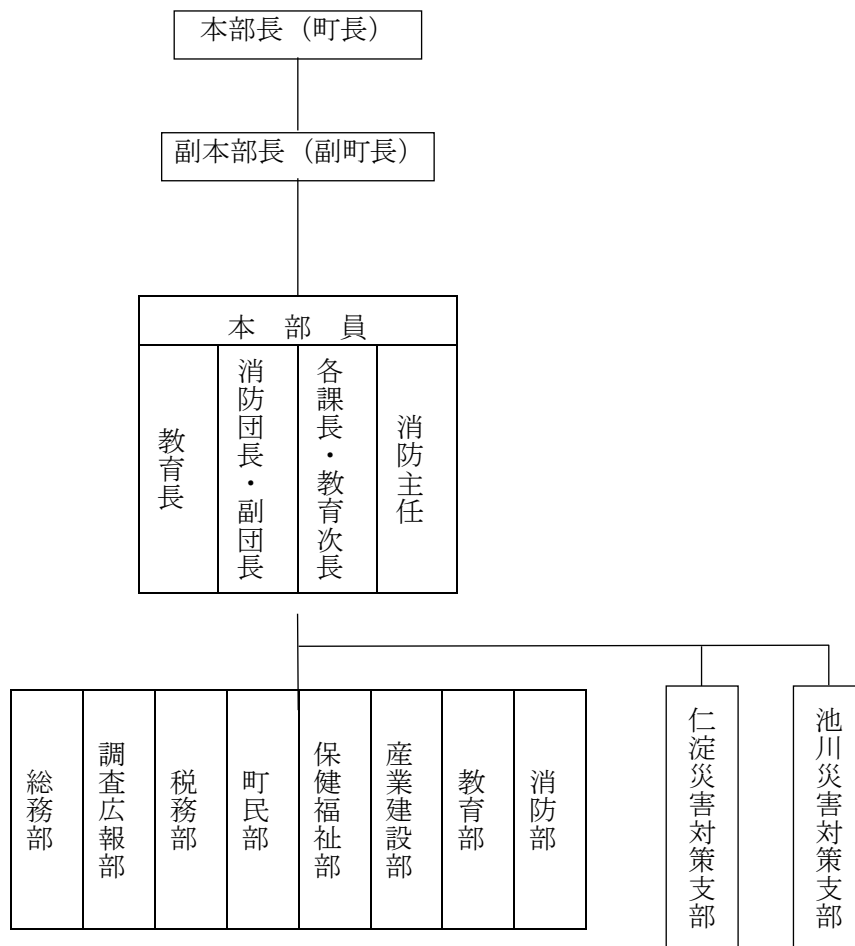
(2) 仁淀災害対策支部及び池川災害対策支部（A体制）



- （注） 1.勤務時間外の発災においても上記の班構成を原則とするが、職員の参集状況と災害状況に応じて緊急支部員は職員を振り分けることができる。
- 2.各出先機関は、当該施設内の安全確認及び来庁者の安全確保を図る。

3.2 地震発生後概ね 30 分以降における組織：B体制

(1) 災害対策本部（B体制）



○本部員会議

応急対策などの確迅速な防災活動を実施するときの基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定するため本部員会議を設置する。

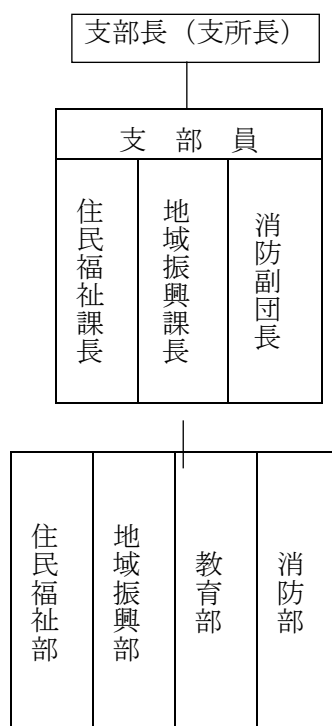
○部長及び副部長

部長は部の中核となり、本部長の指令その他連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報をとりまとめて、本部に連絡することを任務とする。副部長は部長を補佐する。

○本部支部連絡責任者

本町の災害対策に関し、災害対策本部と仁淀災害対策支部及び池川災害対策支部間で情報の共有、救助活動に関する協力等密接な連絡を確保するため、本部支部連絡責任者を置き、消防主任がこれに当たる。

(2) 仁淀災害対策支部及び池川災害対策支部（B体制）



○支部員会議

応急対策などの確迅速な防災活動を実施するときの基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定するため支部員会議を設置する。

○部長及び副部長

部長は部の中核となり、支部長の指令その他連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報をとりまとめて、支部に連絡することを任務とする。副部長は部長を補佐する。

○本部支部連絡責任者

本町の災害対策に関し、災害対策本部と仁淀災害対策支部及び池川災害対策支部間で情報の共有、救助活動に関する協力等密接な連絡を確保するため、本部支部連絡責任者を置き、住民福祉課消防担当職員がこれに当たる。

3.3 事務分掌

(1) 災害対策本部における主要業務の時間経過別総括表

活動の主な時期 活動業務	担当部	30分以内	24時間以内	24時間目以降
◇地震後概ね30分以内の活動（最初期活動 災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保	緊急本部班	○		
概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請	緊急本部班	○		
住民への注意の呼びかけ	緊急広報班	○		
報道機関への情報提供	緊急広報班	○	○	○
◇地震後概ね24時間目以降に開始する活動 被害情報の伝達・収集	総務部		○	○
住民への広報・報道対応	調査広報部		○	○
医療救護 （負傷者の発生状況及び医療機関の稼働状況の把握）	保健福祉部		○	○
二次災害の防止	産業建設部		○	○
重要道路及びヘリポートの確保	産業建設部		○	○
児童生徒の安全確保	教育部		○	○
災害救助法の適用・災害時要配慮者の支援	保健福祉部		○	○
消防活動	消防部		○	○
救助活動	消防部	○	○	○
避難誘導	総務部・町民部		○	○
避難所の設置・運営	町民部		○	○
給水	町民部		○	○
食料、生活必需品等の確保、供給	産業建設部		○	○
遺体の搜索	消防部		○	○
◇地震後概ね24時間目以降に開始する活動 し尿処理及び廃棄物の収集処理	町民部			○
防疫及び保健衛生	保健福祉部			○
文教対策	教育部			○
住宅対策	税務部・産業建設部			○
農林業対策	産業建設部			○
自発的支援の受入れ	税務部・町民部			○
生活再建支援のための情報提供・相談受付	調査広報部・総務部			○
り災証明書の発行	町民部			○
被災者生活再建支援金の支給	税務部			○
税の減免等	税務部			○
公共施設等の災害復旧・復興	各部			○

（注）網掛けの活動は、震度5強以上の地震を観測した場合必ず行うものとする。

(2) 仁淀災害対策支部及び池川災害対策支部における主要業務の時間経過別総括表

活動の主な時期 活動業務	担当部	30分以内	24時間以内	24時間目以降
◇地震後概ね30分以内の活動（最初期活動 災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保	緊急支部班	○		
概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請	緊急支部班	○		
住民への注意の呼びかけ	緊急広報班	○		
報道機関への情報提供	緊急広報班	○	○	○
◇地震後概ね24時間以内に開始する活動 被害情報の伝達・収集	住民福祉部		○	○
住民への広報・報道対応	住民福祉部		○	○
医療救護 (負傷者の発生状況及び医療機関の稼働状況の把握)	住民福祉部		○	○
二次災害の防止	地域振興部		○	○
重要道路及びヘリポートの確保	地域振興部		○	○
児童生徒の安全確保	教育部		○	○
災害救助法の適用・災害時要配慮者の支援	住民福祉部		○	○
消防活動	消防部		○	○
救出活動	消防部	○	○	○
避難誘導	住民福祉部		○	○
避難所の設置・運営	住民福祉部		○	○
給水	地域振興部		○	○
食料、生活必需品等の確保、供給	地域振興部		○	○
遺体の搜索	消防部		○	○
◇地震後概ね24時間目以降に開始する活動 し尿処理及び廃棄物の収集処理	住民福祉部			○
防疫及び保健衛生	住民福祉部			○
文教対策	教育部			○
住宅対策	住民福祉部・地域振興部			○
農林業対策	地域振興部			○
自発的支援の受入れ	住民福祉部			○
生活再建支援のための情報提供・相談受付	住民福祉部			○
り災証明書の発行	住民福祉部			○
被災者生活再建支援金の支給	住民福祉部			○
税の減免等	住民福祉部			○
公共施設等の災害復旧・復興	各部			○

(注) 網掛けの活動は、震度5強以上の地震を観測した場合必ず行うものとする。

(3) A体制事務分掌

[災害対策本部]

班 名	所 属	活動業務
緊急本部班	総務課	1.災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保 2.概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請
	税務課	
	町民課	
	産業建設課	
	議会事務局	
緊急広報班	企画課	1.住民への注意の呼びかけ 2.報道機関への情報提供
	保健福祉課	
	教育委員会	

[仁淀災害対策支部及び池川災害対策支部]

班 名	所 属	活動業務
緊急支部班	住民福祉課	1.災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保 2.概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請
	地域振興課	
緊急広報班	住民福祉課	1.住民への注意の呼びかけ 2.報道機関への情報提供
	教育事務所	

(4) B体制事務分掌

[災害対策本部-B体制]

部の名称 (部長)	副部長	担当課・係	事務分掌
総務部 (総務課長)	議会事務局 長・総務課 長補佐	総務課 議会事務局	1. 災害全般に関すること 2. 災害対策本部に関すること 3. 本部長命令の下达に関すること 4. 各部に対する指令情報の伝達に関すること 5. 各部との連絡調整に関すること 6. 関係機関との連絡調整に関すること 7. 職員の動員配備に関すること 8. 災害の予報、警報に関すること 9. 被害情報の集計に関すること 10. 他機関への応援要請に関すること 11. 県災害対策本部への報告に関すること 12. 災害予算その他財政に関すること 13. 避難の勧告等及び避難誘導に関すること 14. 災害応急工事の契約に関すること 15. 防災行政無線に関すること 16. 災害ボランティアに関すること 17. 労務の需給調整に関すること
調査広報部 (企画課長)	企画課長補佐	企画課	1. 被災地との連絡に関すること 2. 災害情報の収集調査集計に関すること 3. 住民への広報及び報道対応に関すること 4. 気象情報の調査 5. 被災事業者への災害情報提供 6. 状況に応じて各部の補佐にあたること
税務部 (税務課長)	出納室長・ 税務課長補佐	税務課 出納室	1. 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関すること 2. 義援金の受け入れに関すること 3. り災者に対する税金減免に関すること 4. 被災者生活支援金に関すること 5. 状況に応じて各部の補佐にあたること
町民部 (町民課長)	町民課長補佐	町民課	1. 避難所の設置・運営(炊き出し含む)に関すること 2. り災者名簿の作成に関すること 3. り災証明(火災証明を除く)等の災害に関する諸証明の発行に関すること 4. 義援金の配分に関すること 5. し尿及び廃棄物の応急処理に関すること 6. 水道施設の応急復旧に関すること 7. ゴミ処理に関すること 8. 犬・猫・特定動物等の保護及び管理に関すること
保健福祉部 (保健福祉課長)	保健福祉課 長補佐	保健福祉課 診療所	1. 医療救護活動に関すること 2. 公衆衛生に関すること 3. 防疫・防除に関すること 4. 遺体の処理、火葬に関すること 5. 災害時要配慮者の支援に関すること 6. 福祉避難所の運営に関すること 7. 災害救助法の適用に関すること

部の名称 (部長)	副部長	担当課・係	事務分掌
産業建設部 (産業建設課長)	産業建設課長補佐	産業建設課	1. 食料品、生活必需品等の物資の調達・管理・搬送 2. 農林産物の災害対策に関する事 3. 災害時における病虫害の防除に関する事。 4. 農林関係の災害現場調査及び災害対策に関する事 5. 造林及び林業施設の災害対策に関する事 6. 災害対策用木材の確保に関する事 7. 農業用資材の確保に関する事 8. 農林業者に対する業態証明及び融資に関する事 9. 物資車両等の確保に関する事 10. 災害対策のための土木建設業者に対する連絡調整 11. 施設設備の応急修復に関する事 12. 重要道路及びヘリポートの確保に関する事 13. 町道、林道、農道及び橋梁の被害調査に関する事 14. 仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事 15. 災害廃棄物の応急処理に関する事 16. 二次災害の防止に関する事 17. 被害宅地の判定基準及び宅地被害状況の調査に関する事 18. 宅地及び建物の危険度判定に関する事
教育部 (教育次長)	教育次長補佐	教育委員会	1. 児童・生徒・園児の安全確保に関する事 2. 教育施設の防災及び復旧に関する事 3. 災害救助法に基づく学用品の給与に関する事
消防部 (消防団長)	副団長	消防団	1. 消火、警戒に関する事 2. 河川の巡視警戒に関する事 3. 地すべり・山崩れの巡視警戒に関する事 4. 避難誘導に関する事 5. 被災者等の安否確認に関する事 6. 行方不明者の捜索及び死体の収容並びに負傷者の救出 7. その他災害予防に関する事

○各部の任務は原則この表のとおりとするが、事務の繁閑性を考慮し、随時各部の事務を応援(補佐)するものとする。

○部長に事故があるときは、副部長が代行する。

○本表に定めがない事項等で必要があるものについては、本部長がその都度指示を行う。

○各部の職員は各自の所掌事項を十分把握し、動員発令によりいつでも活動できるよう態勢を整えておくものとする。

○参事・副参事は所属する部の副部長となる。

[仁淀災害対策支部及び池川災害対策支部-B体制]

部の名称 (部長)	副部長	担当課・係	事務分掌
住民福祉部 (住民福祉課長)	住民福祉課長補佐(総務担当)	住民福祉課	1. 災害全般に関すること 2. 防災無線に関すること 3. 災害対策支部に関すること 4. 支部長命令の下達に関すること 5. 労務需給調整に関すること 6. 各部に対する指令情報の伝達に関すること 7. 各部との連絡調整に関すること 8. 被災事業者への情報提供に関すること 9. 関係機関との連絡調整に関すること 10. 災害の予報、警報に関すること 11. 被害情報の集計に関すること 12. 他機関への応援要請に関すること 13. 町災害対策本部への報告に関すること 14. 災害情報の収集調査集計に関すること 15. 被災地との連絡に関すること 16. 住民への広報及び報道対応に関すること 17. 災害ボランティアに関すること 18. 職員の動員配備に関すること 19. 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関すること 20. 義援金の受け入れに関すること 21. り災者に対する税金減免に関すること 22. り災証明(火災証明を除く)等の災害に関する諸証明の発行に関すること 23. 被災者生活支援金に関すること 24. 避難所の設置・運営に関すること 25. り災者名簿の作成に関すること 26. 義援金の配分に関すること 27. 避難の勧告等及び避難誘導に関すること 28. ゴミ処理に関すること 29. し尿及び廃棄物の応急処理に関すること 30. 水道施設の応急復旧に関すること
住民福祉部 (住民福祉課長)	住民福祉課長補佐(健康福祉担当)	住民福祉課	1. 医療救護活動に関すること 2. 公衆衛生に関すること 3. 防疫・防除に関すること 4. 遺体の処理、火葬に関すること 5. 災害時要配慮者の支援に関すること 6. 福祉避難所の運営に関すること 7. 災害救助法の適用に関すること 8. 犬・猫・特定動物等の保護及び管理に関すること

部の名称 (部長)	副部長	担当課・係	事務分掌
地域振興部 (地域振興課長)	地 域 振 興 課 長補佐	地域振興課	1. 食料品、生活必需品等の物資の調達・管理・搬送 2. 被災事業者への災害情報提供 3. 農業用資材の確保に関する事 4. 農林産物の災害対策に関する事 5. 災害時における病虫害の防除に関する事。 6. 農林関係の災害現場調査及び災害対策に関する事 7. 造林及び林業施設の災害対策に関する事 8. 災害対策用木材の確保に関する事 9. 農林業者に対する業態証明及び融資に関する事 10. 物資車両等の確保に関する事 11. 災害対策のための土木建設業者に対する連絡調整 12. 施設設備の応急修復に関する事 13. 重要道路及びヘリポートの確保に関する事 14. 町道、林道、農道及び橋梁の被害調査に関する事 15. 仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事 16. 水道施設の応急復旧の支援に関する事 17. 二次災害の防止に関する事 18. 被害宅地の判定基準及び宅地被害状況の調査に関する事 19. 宅地及び建物の危険度判定に関する事
教育部		教育事務所	1. 児童・生徒・園児の安全確保に関する事
消防部 (副団長)		消防団	1. 消火、警戒に関する事 2. 河川の巡視警戒に関する事 3. 地すべり・山崩れの巡視警戒に関する事 4. 避難誘導に関する事 5. 被災者等の安否確認に関する事 6. 行方不明者の捜索及び死体の収容並びに負傷者の救出 7. その他災害予防に関する事

○各部の任務は原則この表のとおりとするが、事務の繁閑性を考慮し、随時各部の事務を応援(補佐)するものとする。

○部長に事故があるときは、副部長が代行する。

○本表に定めがない事項等で必要があるものについては、支部長がその都度指示を行う。

○各部の職員は各自の所掌事項を十分把握し、動員発令によりいつでも活動できるよう態勢を整えておくものとする。

○参事・副参事は所属する部の副部長となる。

3.4 災害対策本部・災害ボランティアセンターのスペース

災害対策本部を設置する場合、以下のスペースを確保する。所定の場所に確保できない場合は、被災を逃れた最寄りの公共施設等に設置する。

[災害対策本部・災害ボランティアセンター本部]

スペースの名称	設置場所	機能等	設置の条件
本部会議室	本庁 2 階防災対策室	・本部会議及び災害対策調整会議を開催するためのスペース	必ず確保
本部室	同上	・情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ・白地図 ・ボード ・無線機他	必ず確保
災害ボランティアセンター本部	仁淀川町福祉センター（社会福祉協議会事務所）	・ボランティアの受入れ及び活動調整等を行うスペース	状況に応じて確保

[仁淀災害対策支部・災害ボランティアセンター支部]

スペースの名称	設置場所	機能等	設置の条件
支部会議室	会議室	・本部会議及び災害対策調整会議を開催するためのスペース	必ず確保
支部室	同上	・情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ・白地図 ・ボード ・無線機他	必ず確保
災害ボランティアセンター支部	仁淀川町デイサービスセンター「せいらん荘」（社会福祉協議会仁淀支所）	・ボランティアの受入れ及び活動調整等を行うスペース	状況に応じて確保

[池川災害対策支部・災害ボランティアセンター支部]

スペースの名称	設置場所	機能等	設置の条件
支部会議室	1 階会議室	・本部会議及び災害対策調整会議を開催するためのスペース	必ず確保
支部室	同上	・情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ・白地図 ・ボード ・無線機他	必ず確保
臨時支部 会議兼支部室	池川小学校体育館ミーティングルーム	・本部会議及び災害対策調整会議を開催するためのスペース ・情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ・白地図 ・ボード ・無線機他	支部会議室が被災して使用できない場合
災害ボランティア センター支部	池川保健福祉センター (社会福祉協議会池川支所)	・ボランティアの受入れ及び活動調整等を行うスペース	状況に応じて確保

4. 他機関に関する応援要請及び受入れ

4.1 県、他市町村への応援要請及び受入れ（消防関係及び自衛隊を除く）

応援協定は、「I-3-12 ページ、一般対策編 第3章 第1節 6.1 応援協定」に準ずる。

4.2 県、他市町村への応援要請及び受入れ（消防関係及び自衛隊を除く）

- (1) 災害応急対策の実施に当たって必要な場合、町長(本部長)は、県及び他市町村に対して応援を要請し、これを適切に受け入れる。
- (2) 各部は、応援が必要と判断した場合、総務部を通じて町長(本部長)に申し出る。
- (3) 応援要請及び受入れは所管課が個別に協定を締結している場合を除き総務部を窓口として行う。
- (4) 応援部隊到着後の活動の調整は、各所管部が行う。

【要請先】

要請先	地上無線		地上無線(FAX)		衛星電話	固定電話
	平常時	災害時	平常時	災害時		
県災害対策本部	72-9320	72-2180	80-620	80-640	080-1995-7746 080-1990-5157	088-823-9320 088-823-9699

4.3 緊急消防援助隊等の応援要請及び受入れ

- (1) 町長(本部長)は、自らの消防力のみで対処できないと判断した場合、知事に対して緊急消防援助隊等の応援を要請し、これを適切に受け入れる。
- (2) 町長(本部長)は、自らの消防力のみで対処できないと判断した場合、協定を締結している他の消防機関に対して応援を要請し、これを適切に受け入れる。
- (3) 応援要請及び受入れは、総務部が消防部と協議して調整する。
- (4) 応援隊到着後の活動の調整は、総務部が消防部と協議して行う。

4.4 自衛隊の災害派遣要請依頼及び受入れ

災害により人命又は財産保護のため必要な応急対策又は災害復旧を実施するため急を要し、かつ、町において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、町長は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

【災害派遣要請基準】

自衛隊の災害派遣要請に当たっては人命救助及び財産保護のための緊急の措置を必要とする場合行うものとし、概ね次の基準による。

ア 人命救助のための応援を必要とするとき

- イ 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- ウ 主要道路、堤防、護岸の応急復旧に応援を必要とするとき
- エ 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

4.5 災害派遣要請要領

(1) 災害派遣要請依頼

各部長又は支部長は自衛隊の災害派遣を要する場合は町災害対策本部長あて依頼する。

(2) 災害派遣要請

災害対策本部長は、前記の依頼があった場合は速やかに本部会議に諮り、必要事項を検討して直ちに災害派遣要請書を知事へ提出するものとする。なお、緊急を要するときは口頭又は電話等により連絡し、事後派遣要請書を提出する。

また、町は県に対する災害派遣要請ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知するものとする。なお、緊急を要するときは口頭又は電話等により連絡し、事後派遣要請書を提出する。

【自衛隊連絡先】

名 称	所 在 地	連 絡 先
第 14 旅団 第 50 普通科連隊	高知県香南市香我美町 上分字坂川 3390	0887-55-3171

※高知県（危機管理・防災課）：088-823-9320

4.6 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 受入れ準備

知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期する。

- ア 自衛隊の宿泊施設(場所)及び車両の保管場所を準備する。
- イ 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- ウ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように、内容、所要人員及び資器材等の確保について計画をたてておく。
- エ ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受け入れに必要な準備をする。
なお、次頁の「ヘリポート及びヘリポート使用可能広場」より、ヘリポートとして使用可能な箇所をあらかじめ選定しておく。

(2) 派遣部隊到着の措置

派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し調整のうえ必要な措置をとるとともに到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

- ア 派遣部隊の長の官職氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事している作業内容及び進捗状況

【災害派遣部隊の活動拠点】

名 称	所 在 地	連 絡 先
旧吾川中学校グラウンド	大崎	0889-35-0111
仁淀中学校グラウンド	川渡	0889-32-1111

【ヘリポート】

名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
葛原ヘリポート	葛原	0889-35-0111	
二ノ滝ヘリポート	二ノ滝	0889-35-0111	
狩山ヘリポート	狩山	0889-34-2111	
津江ヘリポート	津江	0889-35-0111	
安居ヘリポート	安居	0889-34-2111	
長者ヘリポート	長者	0889-32-1111	
大野ヘリポート	大野	0889-34-2111	
寺村ヘリポート	寺村	0889-35-0111	
大渡ダム場外離着陸場(ヘリポート)	高瀬	0889-32-2120	大渡ダム管理所 常時使用可能である が、日の出～日没まで
休場ヘリポート	休場	0892-21-1111	久万高原町
遅越ヘリポート	遅越	0889-35-0111	
久喜ヘリポート	久喜	0889-35-0111	
用居ヘリポート	用居	0889-34-2111	
加枝ヘリポート	加枝	0889-35-0111	
相ノ谷ヘリポート	相ノ谷	0889-34-2111	
大植ヘリポート	大植	0889-32-1111	

【ヘリポート使用可能広場】

名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
町民グラウンド	大崎	0889-35-0111	
旧吾川中学校グラウンド	大崎	0889-35-0111	
仁淀川町観光センター	高瀬	0889-32-1111	
仁淀中学校グラウンド	川渡	0889-32-1111	
別府小学校グラウンド	森	0889-32-1111	
長者農村広場	長者	0889-32-1111	
池川山村広場	竹ノ谷	0889-34-2111	
ツボイ（緑の広場）	ツボイ	0889-34-2111	
吾川スカイパーク	上名野川	0889-35-0111	
田村多目的広場	田村	0889-35-0111	

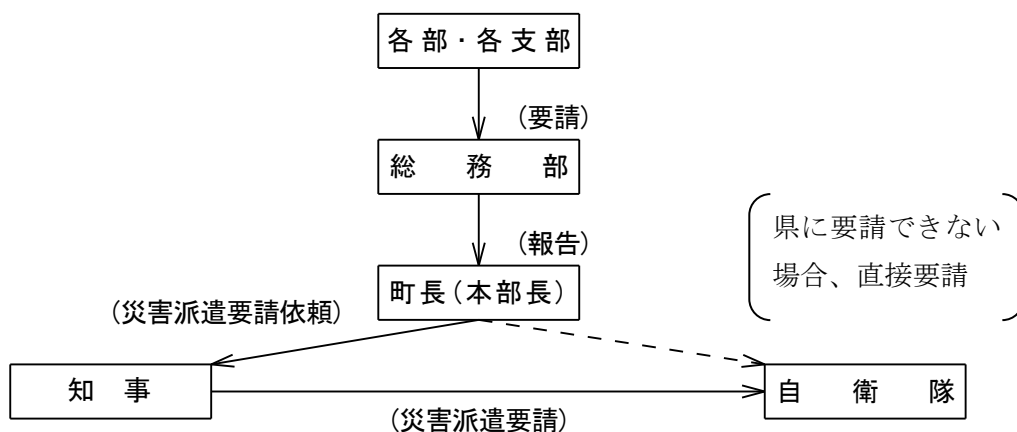
【物資投下候補地】

名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
旧寺村小学校グラウンド	寺村	0889-35-0111	
旧名野川小学校グラウンド	名野川	0889-35-0111	
旧下名野川小学校グラウンド	下名野川	0889-35-0111	
加枝地区集会所広場	加枝	0889-35-0111	
森山地区農村公園	森山	0889-35-0111	
別枝広場	別枝	0889-32-1111	
長者小学校グラウンド	長者	0889-32-1111	
泉川多目的集会施設前広場	泉川	0889-32-1111	
池川中学校グラウンド	竹ノ谷	0889-34-2111	
池川小学校グラウンド	下土居	0889-34-2111	
大野コミュニティセンター広場	大野	0889-34-2111	
高齢者総合福祉施設「用居集いの館」広場	用居	0889-34-2111	
瓜生野集会所広場	瓜生野	0889-34-2111	
田村多目的広場	田村	0889-35-0111	

4.7 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは以下の派遣要請手続きに準じて行う。

【災害派遣(撤収)要請依頼の流れ】



4.8 費用の負担区分

- (1) 派遣部隊の装備及び携行品(食料、燃料、衛生材料等)以外に必要とする物品はすべて町において負担する。

5. ボランティアとの連携体制

災害対策本部を設置した場合、ボランティアとの連携を図るため、社会福祉協議会は必要に応じて「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動の調整等を行う。

医療ボランティア、防災エキスパート、応急危険度判定士等専門技能を持つボランティアについては、それぞれ関係する部が活動の調整を行う。

(様式 16 ボランティア受付名簿)

ボランティア活動支援本部は災害対策本部と連携し、次の活動をする。

- (1) ボランティアの要請、受入れ、登録
- (2) ボランティアに対するニーズの把握
- (3) ボランティアに対する情報提供
- (4) 活動の調整、指示
- (5) 活動に必要な物資の確保と配布

【災害ボランティアセンター事務局】

名 称	所在地	施設管理者	連 絡 先
仁淀川町社会福祉協議会 (仁淀川町福祉センター内)	大崎	仁淀川町社会福祉協議会	0889-35-0207

【災害ボランティアセンター・サテライト設置場所】

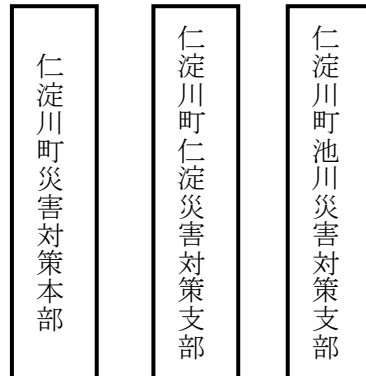
地区名	名 称	所在地	施設管理者	連 絡 先
吾川	大崎駅周辺	大崎		0889-35-0019
	中央公民館(1階駐車場)			0889-35-0019
仁淀	仁淀川町デイサービスセンター 「せいらん荘」 (社会福祉協議会仁淀支所)	長者		0889-32-2238
池川	池川保健福祉センター (社会福祉協議会池川支所)	下土居		0889-34-2235

【ボランティアへの協力依頼事項】

- (1) 災害ボランティアセンター本部及びサテライト設置場所の運営に関する事項（早期に被災地入りした団体に依頼する）
- (2) 避難所の運営に関する事項
- (3) 災害時要配慮者関連施設の支援に関する事項
- (4) 救援物資の仕分け、運搬、配布に関する事項
- (5) 広報活動に関する事項（張り紙・チラシの配布・貼付等）
- (6) その他

6. 災害対策本部の標識等

災害対策本部及び支部設置を示すために、下図の標識板を掲示する。



第2節 動員配備

1. 配備区分

町における震災時の配備区分は、下表のとおりとする。

動員体制	動 員 基 準	
	本 庁	支 所
地震警戒準備体制 (南海トラフ地震臨時情報 「調査中」が発表されたとき)	・総務課長 ・消防防災担当者	・支所長 ・消防防災担当者
地震警戒配備体制 (震度4又は震度5弱)	・課長 ・消防防災担当者 ・町長が命じた職員 (災害対策本部設置の可能性あり)	・支所長及び課長 ・消防防災担当者 ・町長又は支所長が命じた職員 (災害対策支部設置の可能性あり)
地震緊急非常配備体制 (震度5強以上) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意又は巨大地震 警戒)が発表されたとき	・本庁の全職員 (災害対策本部設置)	・支所全職員 (災害対策支部設置)

(注) 勤務時間外において、道路の寸断等のため所属に参集できない場合は、本庁、最寄りの総合支所、出張所又は避難所に参集すること。

2. 動員命令

- (1) 動員は予想され又は発生した災害の種類、規模等を勘案し災害対策本部開設前にあつては町長、開設後にあつては本部長の命令によって行うものとする。
- (2) 通信手段の途絶等により本庁と支所の連絡が取れない場合、必要に応じて総合支所長の判断により災害対策支部を編成できるものとする。
- (3) 待機すべき職員の指示等は、総務課長・住民福祉課長が上司の指示を受け各課長と協議し、待機人員範囲等の必要な調整を行うものとする。
- (4) 配備職員は勤務時間内外、休日を問わず又本部からの指示に直ちに応ずることができるよう心掛けなければならない。

3. 配備編成計画

- (1) 配備体制の編成については、迅速な災害応急対応が図れるよう留意すること。また、被災状況により、十分な職員の参集が見込めない場合も想定されることから、日頃から、発災直後の役割等について周知し、最善の対応を図ること。
- (2) 毎年4月1日をもって必要な修正を行うこと。

4. 動員の配備体制の伝達

◇勤務時間内における動員配備体制の伝達

- (1) 町長の指示により、副町長・総務課長又は支所長が各配備区分により職員に、出動を命じる。
- (2) 各課等の長は、配備についての職員の氏名を確認したあと、本庁は総務課長に、支所は支所長に報告する。

◇勤務時間外における動員配備体制の伝達

- (1) 勤務時間外においては、職員の自動参集とする。職員は、地震を感じた場合、ラジオ・テレビ等により本町の震度に関する情報を確認し、動員配備体制に基づいて直ちに参集する。
- (2) 各課等の長は、出動した職員の氏名を確認したあと、本庁は総務課長に、支所は支所長に報告する。
- (3) 原則勤務地の庁舎とするが、災害の状況等により、実情に適していない場合等は、配置場所を変更して職員に指示する。

(参考資料 4 気象庁震度階級解説表)

○各配備体制の人員名簿及び連絡先一覧は別途作成しておき、変更があったときは速やかに更新する

第3節 発災時における対応

1. 時系列活動一覧表

(1) 災害対策本部（本庁）の主な活動一覧

活動業務	活動の主な時期	担当部	30分以内	24時間以内	24時間目以降
◇地震後概ね30分以内の活動（最初期活動） 災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保		緊急本部班	○		
概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請		緊急本部班	○		
住民への注意の呼びかけ		緊急広報班	○		
報道機関への情報提供		緊急広報班	○	○	○
◇地震後概ね24時間以内に開始する活動 被害情報の伝達・収集		総務部		○	○
住民への広報・報道対応		調査広報部		○	○
医療救護 （負傷者の発生状況及び医療機関の稼働状況の把握）		保健福祉部		○	○
二次災害の防止		産業建設部		○	○
重要道路及びヘリポートの確保		産業建設部		○	○
児童生徒の安全確保		教育部		○	○
災害救助法の適用・災害時要配慮者の支援		保健福祉部		○	○
消防活動		消防部		○	○
救助活動		消防部	○	○	○
避難誘導		総務部・町民部		○	○
避難所の設置・運営		町民部		○	○
給水		町民部		○	○
食料、生活必需品等の確保、供給		産業建設部		○	○
遺体の搜索		消防部		○	○
◇地震後概ね24時間目以降に開始する活動 し尿処理及び廃棄物の収集処理		町民部			○
防疫及び保健衛生		保健福祉部			○
文教対策		教育部			○
住宅対策		税務部・産業建設部			○
農林業対策		産業建設部			○
自発的支援の受入れ		税務部・町民部			○
生活再建支援のための情報提供・相談受付		調査広報部・総務部			○
罹災証明書の発行		町民部			○
被災者生活再建支援金の支給		税務部			○
税の減免等		税務部			○
公共施設等の災害復旧・復興		各部			○

（注）網掛けの活動は、震度5強以上の地震を観測した場合必ず行うものとする。

(2) 仁淀災害対策支部及び池川災害対策支部の主な活動一覧

活動の主な時期 活動業務	担当部	30分以内	24時間以内	24時間目以降
◇地震後概ね30分以内の活動（最初期活動 災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保	緊急支部班	○		
概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請	緊急支部班	○		
住民への注意の呼びかけ	緊急広報班	○		
報道機関への情報提供	緊急広報班	○	○	○
◇地震後概ね24時間以内に開始する活動 被害情報の伝達・収集	住民福祉部		○	○
住民への広報・報道対応	住民福祉部		○	○
医療救護 (負傷者の発生状況及び医療機関の稼働状況の把握)	住民福祉部		○	○
二次災害の防止	地域振興部		○	○
重要道路及びヘリポートの確保	地域振興部		○	○
児童生徒の安全確保	教育部		○	○
災害救助法の適用・災害時要配慮者の支援	住民福祉部		○	○
消防活動	消防部		○	○
救出活動	消防部	○	○	○
避難誘導	住民福祉部		○	○
避難所の設置・運営	住民福祉部		○	○
給水	地域振興部		○	○
食料、生活必需品等の確保、供給	地域振興部		○	○
遺体の搜索	消防部		○	○
◇地震後概ね24時間目以降に開始する活動 し尿処理及び廃棄物の収集処理	住民福祉部			○
防疫及び保健衛生	住民福祉部			○
文教対策	教育部			○
住宅対策	住民福祉部・地域振興部			○
農林業対策	地域振興部			○
自発的支援の受入れ	住民福祉部			○
生活再建支援のための情報提供・相談受付	住民福祉部			○
り災証明書の発行	住民福祉部			○
被災者生活再建支援金の支給	住民福祉部			○
税の減免等	住民福祉部			○
公共施設等の災害復旧・復興	各部			○

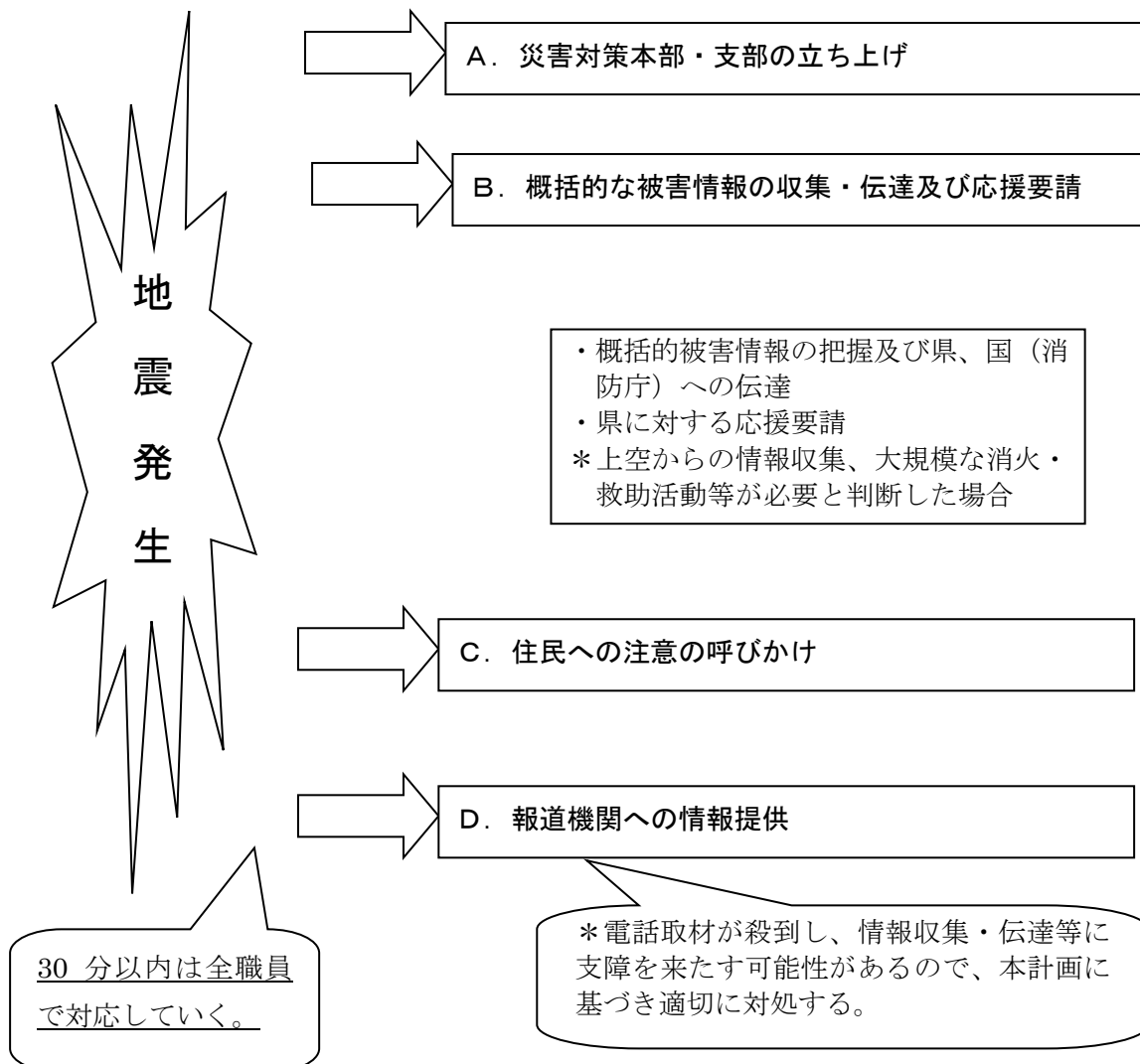
(注) 網掛けの活動は、震度5強以上の地震を観測した場合必ず行うものとする。

2. 地震後概ね 30 分以内の活動（最初期活動）

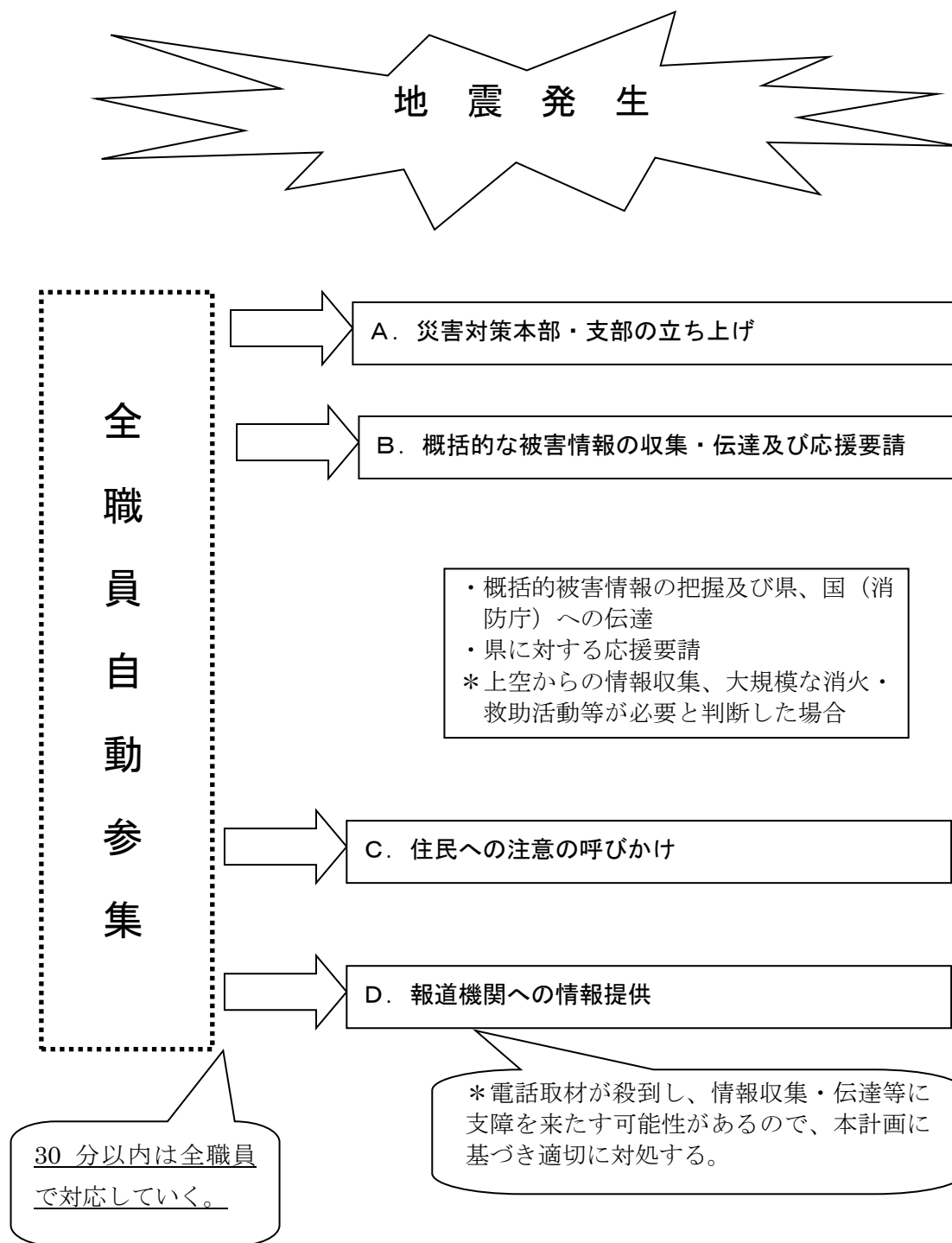
【目標】 おおまかな被害状況を把握し、人命の安全確保という観点から、町の防災力だけで消火・救助等に対応できる規模の被害か、応援を要請する必要がある規模の災害かを判断する。そして、その結果を県及び国（消防庁）に報告する。

組織体制はA体制とし、完了した場合B体制に移行する。

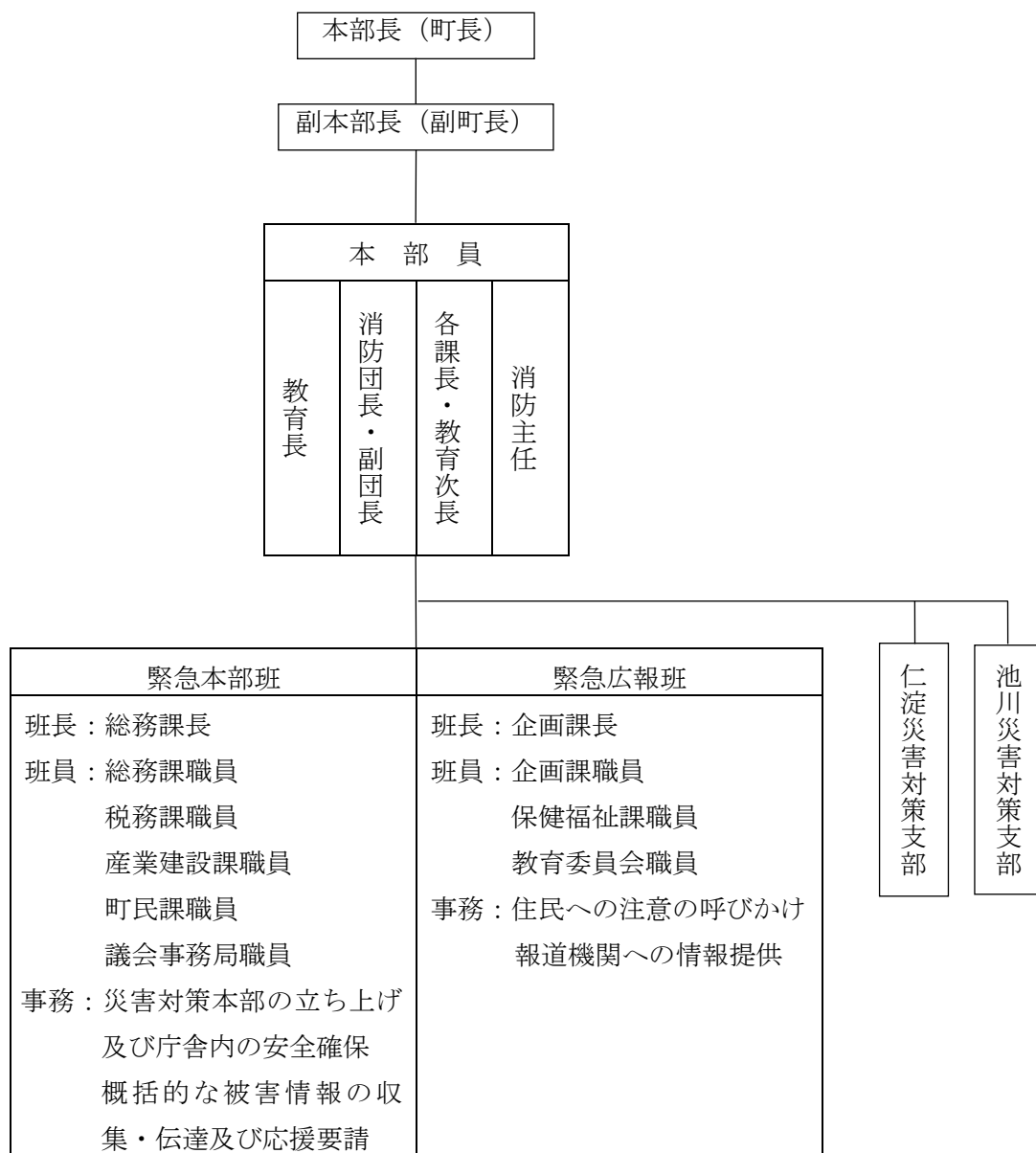
【勤務時間内に震度 5 強以上の地震が発生した場合の対応】



【勤務時間外に震度 5 強以上の地震が発生した場合の対応】

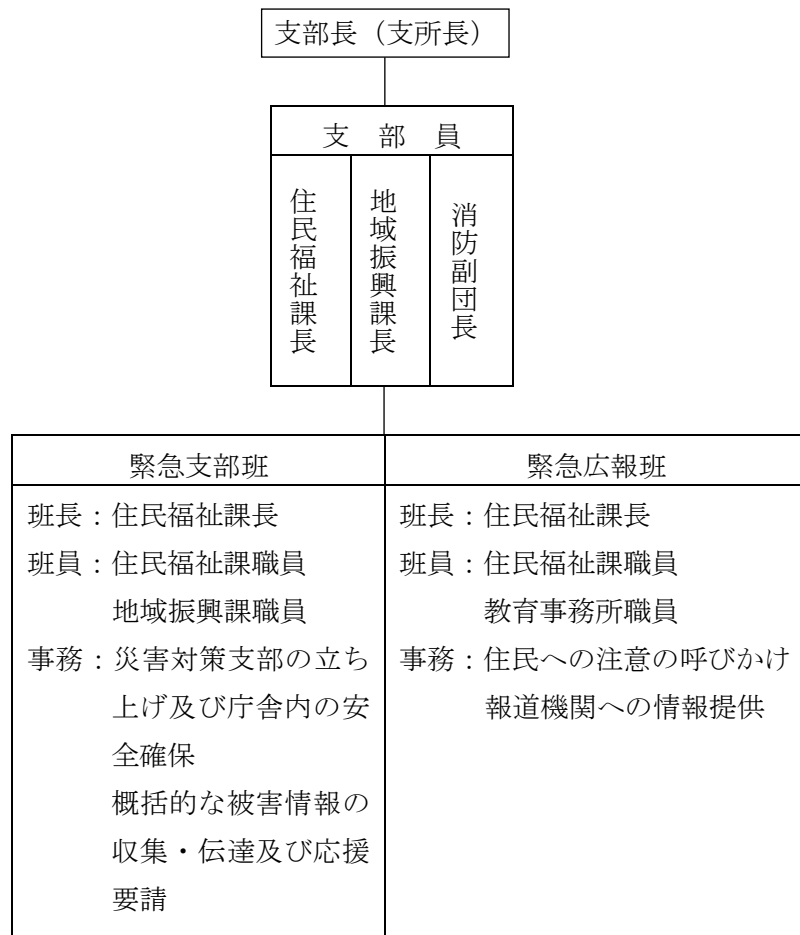


【災害対策本部（第1節 3.1(1)再掲）】



- (注) 1.勤務時間外の発災においても上記の班構成を原則とするが、職員の参集状況と災害状況に応じて緊急本部員は職員を振り分けることができる。
- 2.各出先機関は、当該施設内の安全確認及び来庁者の安全確保を図る。

【仁淀災害対策支部及び池川災害対策支部（第1節 3.1(2)再掲）】



（注）

1. 勤務時間外の発災においても上記の班構成を原則とするが、職員の参集状況と災害状況に応じて緊急支部員は職員を振り分けることができる。
2. 各出先機関は、当該施設内の安全確認及び来庁者の安全確保を図る。

2.1 災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保

◎【緊急本部班・緊急支部班】

- (1) 震度５強以上の地震を観測した場合は、自動的に災害対策本部を設置する。
- (2) 緊急本部班（本庁）及び緊急支部班（仁淀総合支所・池川総合支所）は、直ちに庁舎内の来庁者及び職員の安全を確保するとともに、本部室（本庁）及び支部室（支所）をそれぞれ設置する。
- (3) 非常電源及び無線機能の確認を行う。
- (4) 電源、通信機能に異常がある場合は、直ちに四国電力㈱及びN T Tに対応を要請する。
- (5) 池川災害対策支部が、予定した会議室に設置できない場合は、池川小学校体育館ミーティングルームに設置する。

2.2 概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請

◎【緊急本部班・緊急支部班】

- (1) 緊急本部班及び緊急支部班は、震度 4 以上を記録した場合、発生後 30 分以内で可能な限り早く概括的な災害情報を収集する。
- (2) 緊急本部班は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災 267 号（平成 16 年 9 月改正））に基づき、わかる範囲で(様式 1)により、震度 4 以上の場合は県、震度 5 強以上の場合は県及び国（消防庁）に報告する（被害の有無を問わない）。
* 県や国が広域的な応援体制を判断する上で重要な情報であり、遅滞なく報告する。
- (3) 収集した情報により、上空からの情報収集、大規模な消火・救助活動等が必要と判断した場合、町長は直ちに県に対し、ヘリコプター、緊急消防援助隊、自衛隊等の応援を要請する。

(様式 1 災害即報)

(I-3-23 ページ、「一般対策編 第 3 章 第 4 節 災害情報等の収集・伝達」参照)

【収集・判断すべき情報】

- ・ 生き埋め等要救出現場の発生数（概数、概数が不明の場合は被害規模等を推測できるような状況報告）
- ・ 救急要請、火災の発生件数（概数、概数が不明の場合は被害規模等を推測できるような状況報告）
- ・ 緊急消防援助隊、県消防防災ヘリコプター、自衛隊等応援の必要性
- ・ 孤立し情報の確認ができない地区の発生状況
- ・ その他特記すべき事項

【情報の収集要領】

(勤務時間内発生の場合)

- ・ 庁舎及び庁舎近辺の被害状況から類推する。
- ・ 高吾北消防署仁淀川分署、佐川警察署に職員を派遣し、119 番、110 番通報の状況を把握する。

(勤務時間外発生の場合)

- ・ 参集途上に把握した被害状況から類推する。
- ・ 高吾北消防署仁淀川分署、佐川警察署に職員を派遣し、119 番、110 番通報の状況を把握する。

(I-3-34 ページ、「一般対策編 第 3 章 第 6 節 災害広報」参照)

【高知県災害対策本部連絡先】

防災行政無線	
地上無線	72-9320（平常時）
	72-2180（災害時）
	80-620（災害時専用電話）
	80-640（災害時専用 FAX）
	88-605（中央西地域本部）

【消防庁連絡先】

平日（9:30～17:45）

◇消防庁窓口	: 消防庁応急対策室
◇N T T回線	: 0 3－5 2 5 3－7 5 2 7（電話）
	: 0 3－5 2 5 3－7 5 3 7（FAX）
◇地域衛星通信ネットワーク	: T N－0 4 8－5 0 0－7 5 2 7（電話）
地域衛星通信ネットワーク	: T N－0 4 8－5 0 0－7 5 3 7（FAX）

夜間（上記以外）

◇消防庁窓口	: 宿直室
◇N T T回線	: 0 3－5 2 5 3－7 7 7 7（電話）
	: 0 3－5 2 5 3－7 5 5 3（FAX）
◇地域衛星通信ネットワーク	: T N－0 4 8－5 0 0－7 7 8 2（電話）
地域衛星通信ネットワーク	: T N－0 4 8－5 0 0－7 7 8 9（FAX）

2.3 非常通信計画

仁 淀 川 町	①通常ルート —— 高知県庁（災害対策本部）
	②消防ルート ・・・ 高吾北消防署—高吾北消防本部(署)—仁淀消防組合—高知市消防局——高知県庁 仁淀川分署 消防本部 (使送) (消防(県共)) (消防(県共)) (消防(県共)) (市移)
	③警察ルート ・・・ 佐川警察署——高知県警察本部~~~~~ 高知県庁 (使送) (警察) (専用・相互)
	◇記号 —— 無線区間 ~~~ 有線区間 ・・・ 使送区間

【関係機関電話番号】

高知県災害対策本部（危機管理・防災課）	088-823-9320
中央西地域本部	088-892-6580
仁淀川町総務課	0889-35-0111
高吾北消防本部(署)	0889-26-2111
高吾北消防署仁淀川分署	0889-35-0017
仁淀消防組合消防本部	088-893-3221
高知市消防局	088-822-8151
高知県警察本部（災害対策課）	088-826-0110
佐川警察署	0889-22-0110

2.4 住民への注意の呼びかけ

◎【緊急広報班】

- 本町で震度５強以上の地震を観測した場合、緊急広報班は、町防災行政無線(同報系)、広報車等あらゆる手段を用いて注意を呼びかける。

【案文】

こちらは仁淀川町災害対策本部です。

ただいま、震度５強の地震が発生しました。

火を消してください。

身の回りを確認し、危険がある場合は、安全な場所に避難してください。

今後、余震が予想されます。ちょっとした衝撃でかわらや看板などが落ちてきたりする場合がありますので、十分注意してください。

ラジオやテレビの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

(繰り返す)

2.5 報道機関への情報提供

◎【緊急広報班】

- 報道対応の責任者は、次のとおりとし、概括的な被害情報を報道機関に対してFAXにより伝達する。
- 報道機関からの取材については、緊急広報班を窓口として対応する。

所 属	報道対応責任者
災害対策本部	調査広報部長（企画課長）
仁淀災害対策支部	住民福祉部長（住民福祉課長）
池川災害対策支部	住民福祉部長（住民福祉課長）

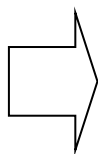
（注）この表にある指定者が対応できない場合は、直近の部下が対応する。

報道機関	FAX番号	電話番号
NHK高知放送局	088-825-2587	088-823-2300
RKC高知放送	088-825-4249	088-822-2111
テレビ高知	088-884-1843	088-883-3311
さんさんテレビ	088-880-1211	088-880-0033

3. 地震後概ね 24 時間以内に開始する活動

【目標】被害状況を把握し、必要に応じて、他機関やボランティアの応援を得ながら人命の安全確保、被災者の生活の確保という観点から必要な対策を実施する。把握した情報及びとった対策については、可能な限り毎日広報紙（チラシ）にまとめて避難場所等で配布することを目標とする。
組織体制はB体制とする。

最
初
期
の
活
動
終
了



活動項目	本部	支部
3.1 被害情報の収集・伝達	総務部・各部	住民福祉部・各部
3.2 住民への広報・報道対応	調査広報部	住民福祉部
3.3 医療救護	保健福祉部	住民福祉部
3.4 二次災害の防止	産業建設部	地域振興部
3.5 重要道路及びヘリポートの確保	産業建設部	地域振興部
3.6 災害時要配慮者及び園児・児童・生徒の安全確保	保健福祉部 教育部	住民福祉部 教育部
3.7 災害救助法の適用	保健福祉部	住民福祉部
3.8 消防	消防部	消防部
3.9 救出	消防部	消防部
3.10 避難	総務部・町民部	住民福祉部
3.11 避難所の設置・運営	町民部	住民福祉部
3.12 福祉避難所の設置・運営	保健福祉部	住民福祉部
3.13 給水	町民部	地域振興部
3.14 食料、生活必需品等の確保供給	産業建設部	地域振興部
3.15 遺体の搜索及び収容・埋葬	保健福祉部 消防部	住民福祉部 消防部
3.16 犬・猫・特定動物等の保護及び管理	町民部	住民福祉部
3.17 上・下水道施設対策	町民部	住民福祉部
3.18 被災者・被害用対策資機材等の輸送	産業建設部	地域振興部
3.19 孤立地域対策	各部	各部

3.1 被害情報の収集・伝達

◎【総務部・調査広報部・住民福祉部】

- (1) 調査広報部・住民福祉部は、概括的な被害情報の収集・伝達後、被害状況の調査が適切に行える体制を各部と協議して整える。
- (2) 連絡の取れない地区は被害が大きい可能性があるので、優先的に情報収集を行う。
- (3) 町内の各地区団体の代表者は、被害発生状況を取りまとめて災害対策本部又は災害対策支部に伝達する。
- (4) 本部長及び支部長は、必要に応じて下表に示す調査班を編成し、被害情報の把握に努める。
- (5) 総務部は、各部及び各災害対策支部からの報告を取りまとめ、報告時点で判明している最新の情報を、県総合防災情報システムを通じて県に報告する。
- (6) 災害の規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、県に応援を求める。
- (7) 応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）、災害報告取扱要領に基づき20日以内に確定報告を県に対して行う。
- (8) 県への伝達経路については、I-3-28 ページ、「一般対策編 第3章 第4節 3.3 県への報告伝達経路」を参照。

(様式2 災害中間・災害確定報告)

調査班の編成表は概ね下記のとおりとし、調査職員は編成の際に任命する。

【災害調査編成表】

(吾川地区)

構成	調査職員	調査区域内
第1班	編成時任命	大板、岩戸、峯岩戸、寺村、蕨谷
第2班	〃	寺村西浦、葛原、中村、大崎、加枝
第3班	〃	田村、宗津、本村、長屋、藤ノ野、鹿森、桜
第4班	〃	川口、橘谷、引地、遅越、相能、二子野、久喜、向口、上久喜
第5班	〃	峠ノ越、潰溜、森山、大尾、鷺ノ巣、橘、秋葉口、別枝口
第6班	〃	竹屋敷、正ノ石、大渡、崎ノ山
第7班	〃	名野川、名野川大平、北川、下北川、中、二ノ滝
第8班	〃	下名野川、上名野川、津江、長坂

(仁淀地区)

構 成	調査職員	調 査 区 域 内
第 1 班	編成時任命	森区
第 2 班	〃	川渡区
第 3 班	〃	長者区
第 4 班	〃	泉川区
第 5 班	〃	高瀬区
第 6 班	〃	別枝下区
第 7 班	〃	別枝上区

(池川地区)

構 成	調査職員	調 査 区 域 内
第 1 班	編成時任命	上土居第一、上土居第二、上土居第三、上土居第四、 上土居第五、岩丸、川内谷
第 2 班	〃	北浦、下土居、竹ノ谷
第 3 班	〃	相ノ谷、坂本、白髪、寄合、ツボイ
第 4 班	〃	東竹ノ谷、池川大渡、明戸岩、大西、岩柄
第 5 班	〃	百川内、大野、椿山
第 6 班	〃	用居、出丸、舟形、桧谷、折尾、瓜生野
第 7 班	〃	大平、楮原、日浦、見ノ越
第 8 班	〃	余能、入江谷、安居土居、成川、吉ヶ成、坪井川、宮ヶ平、大屋、檜山

(注) 災害調査班の編成は災害の状況によって変更することがある。

3.2 住民への広報・報道対応

◎【調査広報部・住民福祉部】

(1) 住民への広報

ア 住民への広報の責任者は、本部にあっては調査広報部長、支部にあっては住民福祉部長とする。

イ 広報班は、発災当日の段階においては、町防災行政無線（同報系）、町ホームページ、広報車等により逐次住民に情報を提供する。

ウ 以降、必要に応じ、各部の協力を得て被害状況や対策の状況を記した広報誌（原則としてA3版片面のチラシ形式）を作成し、避難所等で配布する。

（参考資料5 広報誌（チラシ）第1号のひな形）

エ 上記のほか、町で利用し得るあらゆる広報手段を用いて広報活動を行い、必要に応じて報道機関にも広報を依頼するものとする。

オ 在宅要配慮者及び外国人への広報に当たっては、民生・児童委員、ボランティア等を通じてきめの細かい広報に務める。

(2) 広報の内容

ア 被害状況

人的、物的被害

公共施設被害など

イ 安否情報

ウ 避難準備及び避難の勧告、指示

エ 救護活動及び災害応急対策の状況

オ 生活情報・住宅情報

カ 医療情報・福祉情報

キ 交通関連情報

ク 環境情報

ケ ボランティア情報

コ 災害対策本部の設置・解除

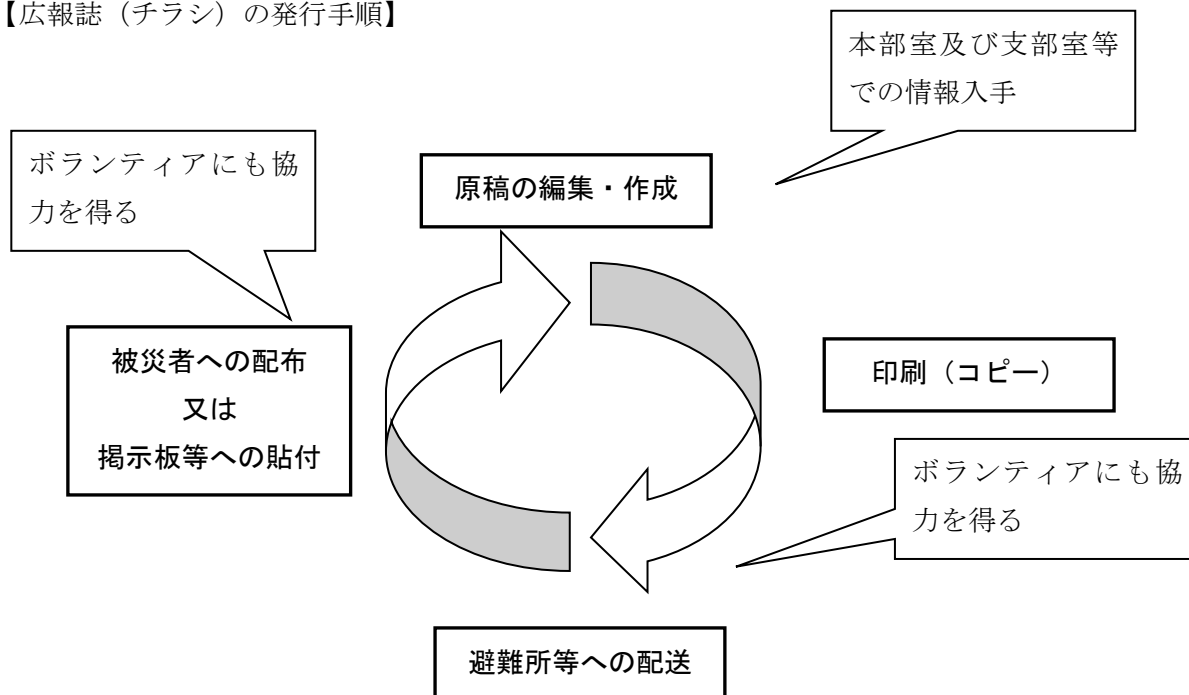
サ 気象情報、余震情報

【広報誌（チラシ）の掲載項目（発災当初の段階）】

- ☐ 町長声明（励まし及び対策の方針）
- ☐ 二次災害注意情報
- ☐ 被害速報
- ☐ 電気・ガス・水道情報
- ☐ 医療情報
- ☐ 交通情報
- ☐ 食料・水・生活物資情報

（I-3-34 ページ、「一般対策編 第3章 第6節 災害広報」参照）

【広報誌（チラシ）の発行手順】



(3) 庁内広報

住民からの問い合わせに対し、誤った情報の提供による混乱のないよう、適宜の方法により、職員に対し災害の規模、今後の動向及び予想を知らせるものとする。

(4) 報道対応

ア 報道対応の責任者は本部にあっては調査広報部長、支部にあっては住民福祉部長とする。

イ 報道機関からの取材については、本部にあっては調査広報部、支部にあっては住民福祉部を窓口として対応する。

3.3 医療救護

◎【保健福祉部・住民福祉部】

医療救護活動は、医療救護計画・医療救護行動計画に基づき実施する。

(1) 医療救護所

各地区に医療救護所を次のとおり設置する。

地区名	設置場所	管 理 者	電 話	FAX
吾川	国保大崎診療所及び旧吾川中学校体育館 2 階	国保大崎診療所長	0889-35-0211	0889-35-0008
仁淀	西村医院・別府小学校及び別府小学校グラウンド	西村医院長	0889-32-1125	0889-32-1477
池川	安部病院	安部病院長	0889-34-2011	0889-34-2495

(注) 仁淀地区においては、川渡コミュニティセンター、長者小学校体育館、泉川多目的集会施設、仁淀川町観光センター、沢渡多目的集会施設、別枝上区多目的集会施設のそれぞれについて傷病者を医療救護所へ搬送するまでの間応急措置が取れる体制をとり、速やかに医療救護所へ搬送することとする。

ア 医療救護所では、救護病院等後方病院へ円滑に医療救護対象者を搬送するため、原則として中等症患者及び重症患者に対する応急措置を行う（収容は行わない）。

重 症 患 者： 生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者

中 等 症 患 者： 多少治療の開始が遅れても生命に危険はないが入院治療を必要とする者

軽 症 患 者： 上記以外の者で医師の治療を必要とする者

イ 医療救護所の設置期間は、3 日間程度の応急処置が概ね完了するまでの間とする。

ウ 医療救護所において、緊急に歯科治療が必要な医療救護対象者が生じたときは、国保大崎診療所歯科医師、中内歯科診療所医師等で対応する。

(2) 救護病院

救護病院は、次のとおりとする。

病院名	住所	電話	FAX	備考
佐川町立高北国民健康保険病院	佐川町甲 1687 番地	0889-22-1166	0889-22-7414	
山崎外科整形外科病院	越知町越知甲 2107 番地 1	0889-26-1136	—	
山崎病院	越知町越知甲 2041 番地	0889-26-1123	0889-26-3260	
前田病院	越知町越知甲 2133 番地	0889-26-1175	—	
北島病院	越知町越知甲 1662 番地	0889-26-0432	0889-26-3600	
岡本内科	越知町越知甲 1678 番地	0889-26-1121	—	
若槻産婦人科クリニック	越知町越知甲 1725 番地 1	0889-26-1132	—	診察・応急措置など(入院不可・出産不可)

(3) 遺体検案所・安置所

大規模な災害により、多数の遺体が発生した際は、町は、検案所・安置所を設置し、県に報告する。

検案所・安置所は、公共施設の中から、災害の規模により選定する。

(4) 運営体制

ア 各医療救護所職員及び町災害対策本部員は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう医療救護設備の点検を行うなど準備する。

イ 各医療救護所を担当する医療チーム及び立ち上げ要員は、災害発生後、町災害対策本部長の指示のもと速やかに自らの所属する医療救護所に集合し医療救護活動を開始する。

ウ 医療救護所における医療救護活動は原則として 24 時間体制とし、原則として 2 交替制を取る。

エ 医療救護所の管理者は、被災等によりその機能に支障を生じたと認める場合は、町災害対策本部に必要な措置を要請する。

オ 医療救護活動が町内体制で対応できない場合は、町災害対策本部長は県災害医療対策支部に対し応援班の派遣要請を行う。

カ 医療チーム等の給食・給水等については、町災害対策本部が避難所に係る措置と併せて行う。

【医療救護所の組織】

地区名	設置場所	管 理 者	運営担当者	医療チーム編成
吾川	国保大崎診療所・旧吾川中学校体育館 2 階	国保大崎診療所長	国保大崎診療所医師等医療チーム及び町災害対策本部員で編成する医療救護班	医師 1 人、看護師 3 人、補助者 2 人の計 6 名を標準とし、その他に可能な限り医療介助者を加える。
仁淀	西村医院・別府小学校及び別府小学校グラウンド	西村医院長	西村医院医師等医療チーム及び医療救護班	
池川	安部病院	安部病院長	安部病院及び酒井医院医師等医療チーム及び医療救護班	

【各医療救護所の施設】

地区名	施 設
吾川	国保大崎診療所・旧吾川中学校体育館 2 階
仁淀	西村医院・別府小学校及び別府小学校グラウンド
池川	安部病院

【各医療救護所の施設】

- ① テント
- ② 医療器材
- ③ 担架、発電機、投光器、机、椅子、掲示板、殺菌ペットボトル(水)、通信機、トリアージタグ、ロープ、文具等消耗品

(5) 救護体制の状況報告

町災害対策本部長は、医療救護所の救護体制の状況について県災害医療対策支部を経由して県災害医療対策本部に報告する。できる限りファックスを使用することとする。

(6) 負傷者の搬送体制

ア 搬送区分

- (ア) 負傷者を被災場所から町の各医療救護所へ搬送する場合
- (イ) 町内の重症患者、中等症患者を他市町村に所在する救護病院(佐川町立高北国民健康保険病院・山崎外科整形外科病院・山崎病院・前田病院・北島病院・岡本内科・若槻産婦人科クリニック)等又は災害支援病院、広域災害支援病院へ搬送する場合
- (ウ) 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、各医療救護所から最寄のヘリポートまで搬送する場合
- (エ) 医療救護所の遺体を遺体安置所に搬送する場合

イ 搬送の組織

次に掲げる組織が町災害対策本部の指示により相互に連携を図り、搬送体制に不備がないように努める。

- (ア) 自主防災組織
- (イ) 町災害対策本部員
- (ウ) 高吾北消防本部(署)
- (エ) 仁淀川町消防団

ウ 搬送方法

搬送は、被害状況、地理的条件に応じて次の方法を組み合わせ効率的に実施する。

- (ア) 人力による方法
 - 担架等
- (イ) 車両による方法
 - 現有救急車、町が指定した緊急車両、消防団が所有する車両等
- (ウ) ヘリコプターによる方法
 - 高知県消防防災ヘリコプター等

エ 搬送の実施

(ア) 災害発生時に患者搬送を円滑に行うため、町は必要な車両、搬送要員、機材及びヘリポート等の確保に努め、実施に当たっては自主防災組織が行う救急業務を含め弾力的に対応する。

(イ) 町は、ヘリポートを指定した場合は、高知県災害対策本部に報告する。

(ウ) 災害発生時には、安全管理体制を整えた使用可能なヘリポートを高知県災害対策本部に報告する。

(7) 助産

ア 対象者

災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して最善の措置を行う。

イ 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産実施期間

災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者に対して行う。

(8) 広域的な応援体制

医療救援活動が町内体制で対応できない場合は、本部長は、県災害医療対策支部に対し応援の要請を行う。

(9) 記録等

医療及び助産を実施した場合に整備すべき記録等は次のとおりとする。

ア 救護班診療記録

イ 救護班医療品衛生材料使用簿

ウ 救護班の編成及び活動記録

エ 医薬品衛生材料受払簿

オ 病院、診療所、医療実施状況

カ 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類

キ 助産台帳

ク 助産関係支出証拠書類

3.4 二次災害の防止

◎【総務部・住民福祉部】

- (1) 総務部及び各支部の住民福祉部は、関係部に対し、余震等による二次災害を防止するため、下記の対策を指示する
 - ア 避難施設の点検
 - イ 町有施設の点検
 - ウ 町所管道路、橋梁構造物等の点検
 - エ 民間建物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（県と連携して実施する）
 - オ 水害危険箇所、土砂災害危険箇所の点検
 - カ 爆発物等及び有害物質を扱う危険物施設の点検（高吾北消防本部(署)に要請）
- (2) 必要に応じて、県、防災関係機関、応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士等の応援を要請し、二次災害対策に万全を期す。
- (3) 二次災害の恐れがあるときは(応急危険度判定及び被災宅地危険度判定において「危険」と判定された民間建物等を含む)、避難対策を実施する。
- (4) 調査広報部・住民福祉部を通じ、上記で把握された二次災害に関する情報を逐次広報する。

(資料 2～9 山地に起因する災害危険箇所 等)

3.5 重要道路・ヘリポートの確保

◎【産業建設部・地域振興部】

- (1) 産業建設部及び各支部の地域振興部は、パトロールを実施して町内の重要道路・ヘリポートの被害及び道路上の障害物の有無を把握するとともに、国土交通省土佐国道事務所、県中央西土木事務所越知事務所、佐川警察署等関係機関と連絡を密にし、隣接町を含む道路被害の状況及び交通状況を把握する。

(資料 12 道路危険箇所)

- (2) 総務部は、産業建設部及び地域振興部と協議し、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するために必要と認めるときは、県公安委員会（佐川警察署）と災害対策基本法第 76 条に基づき、実施すべき交通規制について連絡・調整する。また、町道の破損、決壊その他の事由により交通が危険である場合、産業建設部及び地域振興部は、道路法第 46 条に基づく通行の禁止又は制限措置を施す。

(I-3-87 ページ、「一般対策編 第 3 章 第 27 節 交通規制」参照)

- (3) 産業建設部及び地域振興部は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう下記の点を考慮し、仁淀川町建設会社等の協力を得て重要道路の応急措置を行う。なお、町道以外の道路については、各々の道路管理者に応急措置を要請する。

- ア 消火活動、救出活動上重要な道路
- イ 緊急医療上重要な道路（病院やヘリポートへのアクセス状況）
- ウ 緊急物資の輸送上重要な道路
- エ 広域応援受入れ上必要な道路

(I-3-85 ページ、「一般対策編 第 3 章 第 26 節 道路施設災害対策」参照)

(資料 28 仁淀川町建設業者一覧表)

【町内の重要道路】

道路の種類	路線名	道路管理者連絡先	電話番号
国 道	国道 33 号	国土交通省土佐国道事務所 佐川国道維持出張所	0889-22-1022
	国道 439 号 国道 494 号	県中央西土木事務所越知事務所	0889-26-1161
県 道	主要地方道伊野仁淀線 (18 号線) 一般県道安居公園線 (362 号線) 一般県道中津公園線 (363 号線)		
町 道		産業建設課・地域振興課	—

3.6 災害時要配慮者及び園児・児童・生徒の安全確保

◎【保健福祉部・住民福祉部・教育部】

◎【消防団・社会福祉協議会・各地区団体】

(1) 避難情報の伝達

保健福祉部・住民福祉部は、避難準備(要配慮者避難)情報が発表された場合には、避難情報を消防団及び各自治会に確実に伝達し、要配慮者に情報が伝達されるようにする。

(2) 避難の支援

消防団及び各自治会は、担当地区の要配慮者の避難を支援・誘導する。

(3) 安否確認情報の収集

保健福祉部及び住民福祉部は、以下の点に留意し、安否情報の収集にあたる。

ア 事前に把握した災害時要配慮者の所在情報などに基づき、避難所に避難して来た要配慮者を確実に把握する。

イ 一緒に避難して来た地域住民等から、要配慮者の避難の状況や、家屋倒壊等により援助が不可能な要配慮者が取り残されていないかなどの情報を収集する。

ウ 人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入している患者等緊急の対応を要する要配慮者の安否確認は、関係機関(医療関係、福祉保健所等)や社会福祉協議会と協力して速やかに行う。

エ 社会福祉施設等における被害の状況についても把握するとともに、一時受入れが可能かどうかを確認する。

オ 被災により保護者の監護等ができなくなった要保護児童の状況把握に努め、親族による受入れや児童養護施設等への受入れなど、必要に応じて対処する。

教育部は、児童生徒が在校時間中に地震が発生した場合、児童生徒等の状況を各小中学校から把握し、負傷者等が発生した場合は適切な処置を指示するとともに、必要な場合は移送車の確保等支援を行う。

(4) 避難所の運営における配慮

ア 避難所の運営体制

町は、下記の点に留意して避難所の運営にあたる。

(ア) バリアフリー化されていない避難所については、できる限り出入り口の段差等を板などで解消し、車椅子が通れる通路等の幅員を十分に確保する。

(イ) 部屋割りにあたっては、和室や空調設備のある部屋を要配慮者に優先的に割り当て、居室とトイレを接近させるなどの配慮をする。

(ウ) 必要に応じて、補装具の装着・交換、おむつの交換、授乳などができる場所や個室も確保する。

イ 情報提供

町は、下記の点に留意し情報提供に努める。

- (ア) ラジオやテレビを設置するなど報道機関の情報が得られるようにする。その際には、できるだけ文字放送対応機器も併せて準備する
- (イ) 避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報提供は、音声によるものと併せて、掲示やビラ等文字による情報提供を実施し、要配慮者にも情報が確実に提供できるよう配慮する。

ウ 避難者のニーズへの対応

町は、下記の点に留意し避難者のニーズに対応するよう努める。

- (ア) 食料品については、できる限り軟らかいものを提供し、乳児には粉ミルクを用意するなど、個々の要配慮者のニーズに応じた供給に努める。
- (イ) 車椅子や簡易トイレ等の介護用具、おむつ等の生活用品についても可能な限り確保する。
- (ウ) 要配慮者は、定期的に医師や保健師等医療関係者により健康状態や精神状態のチェックを受ける。
- (エ) 外国人には、必要に応じて通訳ボランティア等の協力を得て文化の違い等に配慮した必要な支援を行う。
- (オ) アレルギーの有無を調査し、食事等については医師、栄養士等専門家の意見を聞き、きめ細やかに対処する。
- (カ) 避難者の健康管理、プライバシーの保護、災害時要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。
- (キ) ラジオやテレビを設置するなど報道機関の情報が得られるようにする。その際には、できるだけ文字放送対応機器も併せて準備する。

エ 社会福祉施設等への緊急入所

災害時要配慮者のうち、常時の介護や治療が必要であるため、避難所や被災した自宅で生活できない方に対しては、特別養護老人ホーム等への入所や病院への入院手続き等を早急に検討する。

オ 旅館等の手配

災害時要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

3.7 災害救助法の適用

◎【保健福祉部・住民福祉部】

◎【町民部・税務部・住民福祉部】

大規模な地震が発生し、町における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、町長（本部長：総務部）は知事に対して災害救助法適用の要請を行う。

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法は市町村の人口に応じて一定の基準に達したときに適用される。

(資料 23 災害救助法適用基準)

(2) 災害救助法による救助の対象とならない小災害の救助基準

災害救助法による救助の対象とならない小災害の場合においても、り災の状況により、町長の責任において救助を実施する。

(3) 救助の内容

(資料 24 災害救助法による救助の程度、方法及び期間)

(4) り災者台帳等

災害が発生し、救助を必要と認める被害を受けた者があるときは、り災者台帳を整備し、必要があるときはり災証明書等を発行するものとする。また常に地域住民の実態を把握し、災害時における救助の円滑と適正を図るため住民調査を実施する。

ア り災者台帳等

(ア) り災者台帳の作成

町長は、法による救助を必要と認める災害により、り災した者があるときは、その被害状況を調査のうえ、り災者台帳を整理し、これに登録する。

(イ) り災証明書の発行

町長は、り災者に対し必要があると認めたときは、り災者台帳に基づき、り災証明書を発行する。必要な場合、避難所等でも申請を受け付けることのできる体制をとる。

(様式 7 り災者台帳)

(様式 8 り災証明申請書兼証明書)

イ 応急救助の実施状況等の報告

災害救助法を適用し応急救助を実施した場合は、その実施状況を次により報告するものとする。

(ア) 救助実施記録日計票の作成等

災害対策本部及び支部の各部は、救助実施記録日計票を作成する。(以下「日計票」という。)

なお、「日計票」の作成、取りまとめ等の事務処理については、それぞれの実情にあった方法を採用し、適宜運用してさしつかえない。

(様式 9 救助実施記録日計票)

(イ) 救助実施状況等

災害対策本部各部及び各支部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間毎日救助の実施状況を保健福祉部に報告する。

なお、この報告は、前記の事項をできる限りの範囲内で掌握し、電話等の方法により報告し、保健福祉部において取りまとめ、町域全般の救助の実施状況を掌握するとともに、その結果を総務部及び県に報告する。

- (5) 県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況等の報告が一時的に不可能な場合は、厚生労働省（社会・援護局 災害救助・救援対策室）に対して緊急報告を行う。

【申請・報告先】

県地域福祉政策課

TEL 088-823-9090

FAX 088-823-9207

防災行政無線

地上無線

TEL 72-9090

FAX 72-9207

厚生労働省 社会・援護局 災害救助・救援対策室

TEL (03) 3595-2614

FAX (03) 3595-2303

3.8 消防・水防活動

◎【高吾北消防本部(署)・消防部】

- (1) 高吾北消防本部(署)は、消防計画に基づき、町災害対策本部及び消防団と連携して必要な消防活動に当たる。

(消防に関することについては、Ⅰ-3-36 ページ、「一般対策編 第3章 第7節 消防」参照)

- (2) 緊急消防援助隊等他消防機関の応援が必要と判断したときは、県又は他消防機関に対して応援の調整を要請する。

(応援要請手続き等については、Ⅱ-3-17 ページ、
「本章 第1節 4.3 緊急消防援助隊等の応援要請及び受け入れ」参照)

- (3) 自衛隊等の応援が必要と判断したときは、町長(本部長)が県に対して応援を要請する。

(応援要請手続き等については、Ⅱ-3-17 ページ、
「本章 第1節 4.4 自衛隊の災害派遣要請依頼及び受け入れ」参照)

- (4) 地震災害時における消防活動の基本方針

◇消火活動の優先

地震災害は人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するものは、二次的に発生する火災である。したがって、地震時における警防活動は、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、総力を挙げて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。また、火災が各地に続発した場合は、あらかじめ指定する防御地区を優先し、避難の安全確保活動を展開するものとする。

◇人命の救助、救急活動

地震時には、家屋倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、自動車等車両の衝突、危険物の漏洩などが複合的に発生し、大規模災害に発展することが予想されることから、必要に応じ、人員・資機材を活用し、人命救助活動を実施し、安全確保に努める。

◇安全避難の確保

地域住民が災害地から避難が完了するまで、火災の鎮圧と拡大防止を図り、避難援護の防御活動に努める。

- (5) 地震発生を原因とする洪水への対応は、「Ⅰ-5-1 ページ、一般対策編 第5章 水防計画」に基づき実施する。

3.9 救出活動

◎【総務部・住民福祉部】

災害により生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対し捜索又は救出、保護するための活動を行う。

(1) 対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者と、次のような状態にある者

ア 火災時に火中に取り残された者

イ 災害の際に水と共に流されたり、孤立した地点に取り残された者

ウ 倒壊家屋の下敷になった者

エ 山津波、地すべり等により生埋めになった者

オ 大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生のため救出を要する者

カ その他これらに類するもので救出を要する者

キ 災害のため生死不明の状態にある者で、次のような状態にある者

(ア) 行方不明の者で生存していると推定される者

(イ) 行方は判っているが生死が明らかでない者

(2) 救出隊の設置

災害のため救出を要する者が生じた場合、本部長の指示により、消防部に救出隊を設置する。

救出隊の人員は災害の規模により、本部長又は消防部長（消防団長）が指示する。

(3) 救出方法

救助後は速やかに病院又は医療機関へ収容等救助者の救護に当たる。負傷者多数の場合はその状況を本部へ通報し、更に救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られないときは、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜臨機の処置を行う。

(4) 関係機関等との協調

ア 自衛隊派遣要請

災害等により緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められるときは、自衛隊の派遣を要請する。

イ 警察との連絡

り災者救出については、佐川警察署と十分な連絡をとり円滑な活動を実施する。

ウ 医療機関との連絡協調

救出業務を実施するに当たり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、高知県医師会、吾川郡医師会等を通じ、協力体制の確立を期するものとする。

(5) 費用の限度額及び期間

(資料 24 災害救助法による救助の程度、方法及び期間)

(6) 記録等

救出を実施した場合に、整備保存すべき記録等は次のとおりとする。

- ア 救出状況記録等
- イ 救出関係支払証拠書類
- ウ 救出用燃料受払簿
- エ 救出用機械器具修繕費支払簿

3.10 避難

◎【総務部・町民部・住民福祉部】

避難の勧告・指示、警戒区域の設定、屋内での待機等の安全確保措置は、各根拠法令に基づき町長が実施する。町長が実施できない場合は、各根拠法令に基づき知事、警察、知事の命を受けたもの（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官等が実施する。これらの機関による勧告・指示等の実施状況は、総務部・町民部、住民福祉部が実施機関と緊密な情報交換を行い把握する（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条、自衛隊法第 94 条）。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）

町長(本部長)は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特に必要があると認めた場合には、避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告及び避難指示（緊急）を発令し、避難所の開設、避難所への誘導を行う。

(2) 避難勧告・避難指示（緊急）が発令される場合の例示

ア 二次災害として地すべり・がけ崩れ・山津波（土石流）発生・その他により著しい危険が切迫しているとき

イ 火災の延焼により危険が迫っているとき

(3) 住民の自主的な避難

住民は災害発生時又は発生の恐れが予想される場合には、予め町、自主防災組織等で決めた、避難の目安を使い、安全な集会施設や安全な場所等へ自主的に避難することを基本とする。

(4) 「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の定義

ア 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所(災害対策基本法 第 49 条の 4)。

イ 指定避難所

指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設(災害対策基本法 第 49 条の 7)。

(5) 避難所の設置方法

災害救助法の適用を受けた時は災害救助法施行細則の定める基準により、又同法を適用しないときはその細則の定める基準に準じ、この計画によって定めるものとする。

(6) 避難所の所在・名称・概要等

ア 町が開設する避難所又は施設は、その地域の災害発生状況を把握し、二次災害等が発生しないよう注意して開設するものとする。

(資料 22 指定緊急避難場所・指定避難所)

イ 避難所の所有者又は管理者は災害に際し、いつでも避難所として使用できるよう処置を講じておくものとする。

(7) 避難準備・高齢者等避難開始・勧告・指示（緊急）の基準等

ア 基準

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始

- ① 地すべり・山崩れ・土石流発生の徴候が現われ、被害が予想されるとき。
- ② 火災が発生し、気象状況その他により火災が拡大し被害が大となる恐れのあるとき。

(イ) 避難勧告

- ① 地すべり・山崩れ・土石流発生・余震・その他により家屋が被害を受けたとき又は著しい危険が切迫したとき。
- ② 火災が発生し、延焼の見通しが大になったとき。
- ③ 事前避難及び緊急避難した避難所に、危険が生じたため他の安全な避難所に避難させるとき、又は救出者を安全な場所に避難させるとき。

(ウ) 避難のための立ち退きの指示

立ち退きの指示は町長(災害対策本部設置後は本部長)が警察署・消防署・県土木事務所・その他の関係機関と協議するか又は単独で時期を失しないよう適切に判断して行う。

- ① 地すべり・山崩れ・土石流発生・地震が起り、家屋に大きな被害が起ることが確定的となったとき。
- ② 火災が大火となり、大きな被害が発生すると判断されたとき。

イ 伝達方法

避難のための避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示（緊急）は本部長が行い、時期を失しないよう住民に迅速かつ確実に周知させる。

(ア) 広報車他広報使用可能な車両

(イ) 防災行政無線(同報系)及び地区放送

(ウ) 報道機関への協力要請

(エ) 特に災害時要配慮者に対して、あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風雨時には警察官、消防団員、自治会、自主防災組織等に協力を依頼し各戸を訪問

(オ) そのほか、警鐘、サイレン等

ウ 伝達事項

(ア) 避難を必要とする理由

(イ) 対象となる地域

(ウ) 町開設避難所

エ 県・関係機関への報告、連絡

県に報告するとともに、必要に応じ防災関係機関等に対して連絡を行う。

(ア) 国、県等の関係出先機関

(イ) 警察署又は駐在所

(ウ) 避難所として利用する学校等の施設の管理者

【案文】

こちらは防災仁淀川町です。

仁淀川町災害対策本部より避難勧告(指示)の発令についてお知らせします。

〇時〇分、土砂崩れの危険があるため、〇〇地区に避難勧告(避難指示(緊急))
が出されました。〇〇地区の方は〇〇〇の指示に従って〇〇へ避難してください。

(繰り返す)

(8) 避難の順位

ア 一次避難 病人、高齢者、身体・知的・精神障害者、乳幼児、妊婦、小学生等

イ 二次避難 一次・三次以外の者全員

ウ 三次避難 水防・防災・警戒、その他防災に関する作業に従事する者

(9) 携帯品の制限

避難者は、立退きに当たっては、安全な避難を第一として携帯品は最小限に制限し、
過度な携行品及び避難後調達できるものは除外する。

(10) 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項を周知徹底しておくものとする。

ア 火気危険物等の始末

イ 地震に備えての家屋の補強、家財の移動

ウ 事業所、工場にあっては、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の
保安措置

エ 携帯品の準備

オ 氏名票(住所、氏名、年令、血液型等)の準備

(11) 避難の誘導

避難は原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては実施責任者
が誘導する。また、町の体制が整う前に危険が目前に迫っているとき、消防団は町長(本
部長)の命令により住民を避難誘導するものとする。なお、避難の誘導については次の点
に留意する。

ア 総務部、住民福祉部があたり、警察官、消防団員及び民間協力機関等の協力により実施するものとする。

イ 避難の順位（上述 「(7)避難の順位」 参照）

ウ 避難所を住民に周知させるため、広報伝達する事は勿論、経路の要所ごとに標示板によって経路を図示するよう努める。特に危険地点には、縄張り等により危険防止をするほか、必要に応じ誘導者を配置する。

(12) 災害時要配慮者の円滑な避難に対する配慮

避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等の指示を発令するに当っては、町は、できるだけ早い段階での通知を努めるとともに、高齢者や障害者等にも分かりやすい説明や、多様な手段の活用による着実な伝達を心がけ、災害時要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう配慮するものとする。

(13) 警戒区域の設定

町長(本部長)は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合には、災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域を設定するものとする。

町長は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りの制限・禁止、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(14) 移送の方法

避難は各自行うことを原則とするが、移送のため車両等を必要とするときは、現地で調達できる場合を除き、直ちに消防部・総務部・住民福祉部が確保する。

(15) 避難のあとの警備

避難後の住家・財産等の保護は、民生安定に寄与するところが大きいため、その対策は警察署等と協議のうえ、警察官若しくは災害対策本部長の指定した者がこれにあたるものとする。

また、避難所における秩序保持も同様とする。

(16) 避難勧告、避難指示（緊急）をした場合の県及び関係機関への報告

ア 知事及び佐川警察署長に対する報告通知

避難のための立退きを勧告し、若しくは指示したときは、速やかに、その旨を知事に報告するとともに佐川警察署長に通知すること。

(ア) 避難の勧告、指示（緊急）の発令者

(イ) 発令日時

(ウ) 発令の理由

(エ) 避難対象地域

(オ) 避難対象世帯数及び人数

(カ) 避難先

イ 関係機関との連絡

避難の勧告、指示（緊急）は、警察官と相互に緊密な連絡をとりながら行う。

なお、警察官等が単独で避難の指示を行ったときは、直ちにその旨の通知を受けるものとする。

(17) 避難勧告、避難指示（緊急）の解除

当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められた時とする。解除の伝達方法は勧告、指示する際の方法を準用する。（資料 22 指定緊急避難場所・指定避難所）

3.11 避難所の設置・運営

◎【町民部・住民福祉部】

地震により住宅を失った者、余震等により住家が二次災害に見舞われる可能性のある者、高齢者、障害者等で停電、断水等により日常生活に支障をきたす被災者については、避難所を開設し、保護する。

(1) 避難所の開設

避難所を開設したときは、直ちに公示及び広報等により、被災者に場所を周知させる。

(2) 受入れ期間

受入れ期間は、被災者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの期間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの期間とする。ただし、教育施設等に関しては、学校教育の実施に支障のない範囲及び期間とするよう配慮する。

(3) 避難所の開設及び管理

避難所の開設及び管理は、町民部長及び住民福祉部長を責任者とし、各避難所運営委員会との連絡を密にし、管理及び収容者の保護にあたる。

(4) 要配慮者用窓口の設置

避難所の管理者は、必要に応じて要配慮者用の窓口を設置し、要配慮者からの相談対応、確実な情報伝達を実施する。

(5) 避難所の防疫

避難所の防疫活動は、保健福祉部・住民福祉部が実施するものとし、感染症等の発生防止を図る。

(6) 避難所での広報・健診等

避難所においては、調査広報部が作成する広報紙（チラシ）等を通じて逐次避難者に情報を伝達する。

必要な場合、保健福祉部・住民福祉部は保健師や医療関係者を避難所へ派遣し、健診等を実施する。

避難所の運営に当たっては、ボランティアの協力も積極的に受ける。

(7) 避難状況の記録

避難所運営委員会委員長は、避難所運営マニュアルに基づき次の各種記録を行うもの

とする。名簿により、避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項を確認し、必要事項を本部長（町長）に報告するとともに、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数把握に活用する。

- ア 避難者カード(様式 3)
- イ 避難者名簿(様式 4)
- ウ 避難所用物品受払簿(様式 5)
- エ 避難所日誌(様式 6)
- オ 支払及び受払証拠書類

(8) 避難所の設置報告

管理責任者は、避難所を開設したときは直ちに次の事項を町長(本部長)に報告しなければならない。

- ア 開設の日時、場所及び施設名
- イ 収容人員
- ウ 給食の要否及び給食の必要量

(9) 避難所の運営

避難所を開設したときは、避難者及び地域住民等で組織する運営委員会を立上げ、避難所運営マニュアルに基づいて避難所の運営を行う。

3.12 給水

◎【町民部・地域振興部】

災害により飲料水が枯渇又は汚染して現に飲料水を得ることができない者に対し供給するとともに飲料水の確保を図るものとする。

(1) 給水量、給水方法

給水量、給水方法は災害の規模、場所等によりその都度本部長が指示するものとする。
なお、町のみで対応が困難な場合は、他の水道事業者等に応援を要請する。

ア 水の確保

仁淀川、土居川、長者川等の水をろ過装置を使用して確保するか、山合に水源を求めビニールパイプ等応急布設する。

イ 給水量と期間

1人1日当たりの所要給水量は3ℓ程度とする。期間は原則として7日以内であるが、被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。

ウ 給水方法

給水タンクによる拠点給水を原則とする。

避難所、医療救護所、特別養護老人ホーム等災害時緊急給水対象施設については、給水タンク等で個別に給水する。

個別給水でないため、特に高齢者や障害者にとっては水の運搬が大きな負担となる。そこで、必要な場合は、災害ボランティアセンターに登録しているボランティアに対し、在宅要配慮者への支援を要請する。

(2) 給水施設の応急復旧

応急復旧は、配水池への送水管路、医療機関、医療救護拠点、地域防災拠点への管路及び給水区域拡大のための仮設配水管路の順とする。

(3) 給水のための費用

(資料 24 災害救助法による救助の程度、方法及び期間)

3.13 食料・生活必需品等の確保・供給

◎【産業建設部・地域振興部】

- (1) 避難所への避難者、住家の被害により炊事のできない者等災害時に食料を確保することができない者に対する食料の供給は、各避難所運営委員会からの連絡により産業建設部及び地域振興部が、原則として避難所で下記の方法で行う。
 - ア パン、弁当等の業者からの確保
 - イ 避難所、給食センターでの炊き出し（必要に応じ女性防火クラブ・自主防災組織・PTA等の協力を得る）
 - ウ 自衛隊の災害派遣による炊き出し
 - エ 県を通じた調達及び供給
 - オ 町備蓄物資の放出
- (2) 災害により生活上必要な被服、寝具その他日常用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対する生活必需品等の供給は、各避難所運営委員会からの連絡により産業建設部及び地域振興部が、原則として避難所で下記の方法により行う。
 - ア 町備蓄物資の放出
 - イ 流通物資の確保及び供給
 - ウ 県を通じた調達及び供給
 - エ 日本赤十字社高知県支部からの調達
 - オ 他市町村からの調達（応援協定）
 - カ 義援物資の活用
- (3) 高齢者、障害者、幼児、体力衰弱者に優先的に配分する。
- (4) 炊出しの状況(場所数及び場所別給与人員(朝、昼、夕に区分)とともに次の必要な帳簿、書類を整備保存しておくものとする。)
 - ア 炊出し受給者名簿
 - イ 食料品、現品給与簿
 - ウ 炊出し、その他による食品給与、物品受払簿
 - エ 炊出し用物品借用簿
 - オ 炊出しの協力者、奉仕者名簿

- (5) 救助物資について記録するため次の簿冊を整理保存する。

ア 物資購入(配分)計画表

イ 物資給与及び受領簿

ウ 物資購入関係支払証拠書類

エ 物資受払簿

オ 備蓄物資払出証拠書類

(I -3-62 ページ、「一般対策編 第3章 第15節 食料供給」参照)

(I -3-64 ページ、「一般対策編 第3章 第16節 被服等生活必需物資供給」参照)

3.14 遺体の搜索及び収容・埋葬

◎【保健福祉部・住民福祉部・消防部】

- (1) 対応

ア 搜索 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。

イ 処理 災害により死亡した者についてその遺族等が混乱期のため遺体識別等のため洗浄・縫合・消毒の処理、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合にこれらの処理を実施する。

ウ 埋葬 災害により死亡した者に対し、その遺族が資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難であり又は遺族がいない場合に行う。

- (2) 遺体の搜索

遺体の搜索については、警察と連携を図り消防団がこれに当たるものとするが、搜索能力の限度を超えている場合は隣接町村等の応援を求めて搜索を行うものとする。消防団は遺体を発見した場合或いは遺体発見の届出を受けた場合は警察に届出、法令の定めるところにより必要な処置を講ずるものとする。

- (3) 遺体の検案

遺体の検案は「高知県災害医療救護計画」に基づき、原則として県警察の検視班の指示により町の指定する遺体安置所で実施する。ただし、所轄警察署の指示により必要に応じて病院内で医師が行う。また、遺体安置所の管理・運営は、保健福祉部及び住民福祉部が行う。

遺体の検案後、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、遺体の一時保存及び遺体処理台帳の整備を行う。

遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は安置所に集め一時保存する。

- (4) 遺体の埋葬

ア 火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行う。

イ 災害の際、死亡した者の遺族が埋葬を行うことが困難な時又は遺族がいない場合には火葬により応急的な埋葬を行うものとする(災害救助法が適用された場合は高知県災害救助法施行細則に定めるところによる)。

ウ 遺族が判明していない場合は、寺院等に一時保管を依頼する。また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬する。

(5) 費用及び期間

(資料 24 災害救助法による救助の程度、方法及び期間)

(6) 記 録 等

遺体搜索、処理及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿を整備保存しておくものとする。

ア 遺体搜索状況記録簿

イ 遺体処理台帳

ウ 埋葬台帳

エ 遺体搜索、遺体処理及び埋葬関係支払証拠書類

オ 遺体搜索用機械器具燃料受払簿

カ 遺体搜索用機械器具修繕費支払簿

3.15 犬・猫・特定動物等の保護及び管理

◎【町民部・住民福祉部】

災害発生による動物等の保護及び危害防止に対応するため、県、町、住民等が協力して実施する。

【実施内容】

- (1) 被害動物についての相談を受け付けるとともに災害死した動物の処理を行う。
- (2) 逸走した特定動物については、県災害対策本部に報告し、危害の発生防止に努める。
- (3) 家庭動物と同行避難した人が、家庭動物と一緒に避難生活できるよう支援する。

3.16 上下水道施設対策

◎【町民部・住民福祉部】

被害を受けた施設の復旧を速やかに実施する。

【実施内容】

- (1) 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施する。
- (2) 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報する。
- (3) 町内水道業者の協力を得て復旧を実施する。

3.17 被災者・災害対策用資機材等の輸送

◎【産業建設部・地域振興部】

被災者、災害応急対策用員の輸送及び災害応急対策用資材並びに救援物資等の輸送車両の確保並びに配車については産業建設部及び地域振興部が担当し、各部において実施する。

(1) 輸送力の確保

ア 町有車両、又は直接調達できる車両等で輸送を行う。なお、輸送の確保が困難な場合においては、県その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

イ 被災者または緊急物資の輸送に際しては、高知運輸支局と連絡をとり、公共企業体及び業者所有の車両を活用するとともに、状況により自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するものとする。

(2) 輸送の優先順位

次の活動に必要な人員及び物資の輸送を優先する。

ア 第1段階

- (ア) 救助・救急活動
- (イ) 消防・水防活動
- (ウ) 国及び地方公共団体の応急対策活動
- (エ) ライフライン事業者の応急復旧活動
- (オ) 緊急輸送施設の応急復旧、交通規制活動

イ 第2段階

- (ア) 第1段階の継続
- (イ) 給食・給水活動
- (ウ) 負傷者等の被災地外への輸送活動
- (エ) 輸送施設の応急復旧活動

ウ 第3段階

- (ア) 第2段階の継続
- (イ) 復旧活動
- (ウ) 生活救援物資輸送活動

(3) 記録等

車両人夫等を借上げて物質及び人員を輸送したときは、次の書類、帳簿等を整備し保存しておく。

- ア 輸送記録簿
- イ 輸送関係支払証拠書類
- ウ 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- エ 修繕費支払簿

3.18 孤立集落対策

災害による道路の寸断のため孤立した集落に対して、適切な情報収集、応急対策を実施する。

◎【各部】

(1) 情報収集

ア 調査広報部及び住民福祉部は、固定電話、防災行政無線、携帯電話等で情報収集に努める。

イ 連絡が取れない場合は、重大な被害が生じている可能性があるので、被害調査班を優先的に派遣する。

ウ 町長(本部長)は、自らの情報収集能力では孤立集落の情報が収集できないと判断したときには、県に応援要請を行い、防災ヘリコプター等による情報収集等を要請する。

【情報収集項目】

負傷者の有無、負傷の程度、孤立集落内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況(食料、水、医薬品、毛布)、不足している物資、その他住民ニーズ等

(2) 物資供給および救援

ア 県及び自衛隊等のヘリコプター等による物資供給・救援を依頼する。

イ 孤立集落における消防団員による連絡、災害時要配慮者の支援等を行う。

ウ 担当は総務部・住民福祉部及び産業建設部・地域振興部とする。

(3) 集団避難の勧告

町長(本部長)は、孤立した集落については、人的被害の発生状況、家屋の被害状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難の勧告あるいは指示をする。

(4) 道路寸断への対応

ア 町災害対策本部は、道路の被災情報を速やかに収集して県災害対策本部と情報を共有し、優先的に復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

イ 担当は産業建設部及び各支部地域振興部とする。

4. 地震後概ね 24 時間目以降に開始する活動

【目標】 必要に応じて、他機関の応援を得ながら被災者の生活の確保、自立支援という観点から必要な対策を実施する。被災者支援のための情報については、広報紙（チラシ）にまとめて避難所等で配布する。
組織体制は B 体制とする。

4.1 し尿及び廃棄物の収集処理

◎【町民部・住民福祉部】

(1) し尿の処理

ア 町民部及び住民福祉部は、集落排水施設の被害等によりトイレが使用不能になった場合、備蓄している簡易トイレ等のほか、リース業者から仮設トイレを借り上げ、避難所その他必要と認められる個所に設置する。

イ し尿の収集・処理は、高吾北広域町村事務組合の委託業者に依頼する。

ウ し尿の処分は、高吾北衛生センターで行う。

エ 町のみで対応が困難な場合は県を通じて他市町村に応援を要請する。

(2) ごみ処理

ア 町民部及び住民福祉部は、災害後必要な場合は、通常の収集場所のほか、避難所等に仮設収集場所を設置する。

イ ごみの収集・処理は、高吾北広域事務組合の委託業者に依頼する。

ウ ごみの処分は、高吾北広域清掃センターで行う。

エ 処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、防災行政無線（同報系）、衛星電話や広報紙（チラシ）を通じて住民に周知する。

オ 一度に処理できない場合は、学校の校庭、公園等の中から一次保管場所を選定する。

カ 町のみで対応ができない場合は県を通じて他市町村に応援を要請する。

(3) 災害廃棄物の処理

町民部及び住民福祉部は災害時に発生したがれき等(災害廃棄物)の処理に関しては以下の点に注意し、必要に応じて指導にあたる。

ア 処理対象は個人住宅等から排出されるがれき等とする。なお、公共・公益施設及び大規模企業の事業所等から発生する災害廃棄物は、それぞれ自己処理を原則とする。

イ 災害廃棄物の収集・処理は、高吾北広域事務組合の委託業者に依頼する。

ウ 災害廃棄物の処分は、届出又は許可を受けた処理施設で行う。

エ 仮置き場等の確保は倒壊家屋数等から災害廃棄物の発生量を予測し、必要な機材や仮置き場を確保する。

オ 災害廃棄物の破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

4.2 防疫及び保健衛生

◎【保健福祉部・住民福祉部】

(1) 実施方針

浸水等により防疫活動が必要になった場合、保健福祉部及び住民福祉部は、中央西福祉保健所の指導を受け防疫活動を実施する。

町のみで対応が困難な場合は、県を通じて他市町村等に応援を求める。

(2) 防疫活動

保健福祉部及び住民福祉部は、被災状況及び感染症等の発生又は発生が予想される地域等を迅速に把握して対策方針を決定の上、下記を目安に防疫班を編成し、防疫活動を実施する。

【防疫班編成の目安】

防疫班長（保健福祉部長・住民福祉部長）

- － 総務係
- － 情報収集係
- － 消毒・害虫駆除係
- － 患者収容係

○庶務係：人員配置「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」に基づく消毒方法、清潔方法の指示及び班の活動に必要な予算並びに経理等を行う。

○情報収集係：災害情報の収集及び患者発生情報を収集する。

○消毒・害虫駆除：被災地区の家屋並びに避難所等の消毒及び害虫駆除を行う。

(3) 防疫の種類及び方法

被災地域の衛生状態を把握した上で、消毒活動の実施計画を作成（必要人員、物資調達等）し、関係機関の協力を得て、防疫活動を実施する。

ア 検病調査及び健康診断

避難所、たん水地域など衛生条件の悪い地域を県の診療班と協力し、検病、検水を行う。

イ 臨時予防接種

災害地の感染症発生を予防するため、種類、対象期間を定めて県と協同して予防接種を実施する。

ウ 消毒方法

防疫班は、浸水家屋、井戸、下水の消毒及び避難所の便所、その他不潔な場所の消毒を実施する。なお状況によって、そ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。

エ 各世帯における家屋等の消毒

床上浸水地域に対しては被災直後、各戸に防疫用薬剤を配布して、床、壁の拭浄、便所の消毒及び衣服類、食品等の消毒について衛生上の指導を行う。

(4) 患者等に対する措置

ア 隔離収容

災害地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、速やかに公立の施設に隔離収容の措置をとる。

イ 自宅隔離

隔離施設へ収容措置をとることができない保菌者に対しては自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要あるときは治療を行う。

(5) 防疫資材の確保

消毒剤、薬剤散布用器機、運搬器具などの確保を図り、防疫の万全を期するものとする。

(6) 食品衛生監視

食品衛生監視については、県の権限に属するので中央西福祉保健所に依頼する。

(7) 保健衛生活動

被災地域の住民の健康状態を把握した上で、心のケアを含めた保健衛生活動の実施計画（必要人員、物資調達等）を作成し、関係機関の協力を得て、保健衛生活動を南海トラフ地震時保健活動マニュアルに基づき実施する。その際、要配慮者には、特に配慮する。

(8) 記録等

防疫のため、予防接種を行った場合は次の書類、帳簿を整備保存しておくものとする。

ア 災害状況及び防疫活動状況報告書

イ 検病調査及び健康診断状況記録簿

ウ 清潔及び消毒状況記録簿

エ 防疫薬品資材受払簿

オ 臨時予防接種状況記録簿

カ 防疫関係支払証拠書類等払出し証拠書類

キ 防疫関係機械器具修繕支払簿

4.3 文教対策

◎【教育部】

(1) 文教施設の応急復旧対策

災害の種類・規模等においてその対策はそれぞれ異なるが、共通的な措置としては概ね次の要領により措置するものとする。

ア 全壊

全壊の場合は実情を精査の上、校舎の再建・仮校舎の建設の計画をたて、その具体化を計る。

イ 半壊

半壊等の場合は被害の程度を十分把握し、校舎の補修等の措置を行う。

ウ 応急的教育を行う予定場所の選定

被害の程度により係員を現地に派遣し、十分調査するとともに学校長・PTA等関係者と協議し、その実情を住民に周知し、校舎再建及び仮校舎建築まで使用可能な公共施設を臨時的に活用する。

エ 学校施設の被災

学校施設が被災し、応急処理が困難なときは、被害を受けない学校施設又は被害僅少地区の学校施設、公民館を利用して授業する。

上記の施設によっても授業継続が困難なときは、休校・廃校施設、集会所、その他民有施設等を借り上げて実施する。又災害の状況によっては近接町へ協力を要請する。

オ 応急教育の実施

災害の程度によっては臨時休校の措置をとり、空白の時間は夏期休暇等を振替授業若しくは補習授業等によって教育内容の充実に努める。

カ 学校安全等

児童生徒及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会に報告する。メンタルケアを必要とする児童生徒、教職員に対し、相談事業を実施する。

(2) 教材教具の調達・配給方法

一般的な災害対策用物資は、総務部・住民福祉部の総合的な調達計画によって行うが、教材備品・教具等特殊な物品については、教育部が関係業者より調達するため平素の在庫数等を調査把握しておき災害に備えるものとする。

ア 教材、教具等の調達

教材、教具等の調達については、緊急の処置として町内小中学校のものを一時使用させ、直ちに必要最小限度のものを調達し、支障を起こさないように配慮する。

イ 教科書の調達

被害学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調達し、県に報告するとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受けることとする。また他の学校及び他の市町村に対し、使用済みの古本の供与を依頼する。

ウ 学用品の調達

県より送付されたものを配布する他、県の指示により調達する。

エ 支給品目及び給与の期間

(資料 24 災害救助法による救助の程度、方法及び期間)

(3) 社会不安の除去

災害時の防災及び救援活動等、消防団・女性防火クラブ・青年団等に社会奉仕活動を積極的に推進し、社会不安の除去と民心安定のため協力を仰ぐこととする。

(4) 学校給食対策

ア 児童生徒等に対し非常食等により給食を行う。

給食実施学校は次のとおりである。

完全給食校名 小学校	完全給食校名 中学校
池 川 小 学 校	池 川 中 学 校
長 者 小 学 校	仁 淀 中 学 校
別 府 小 学 校	

イ 学校給食共同調理場施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、給食の実施に努める。

ウ 学校が避難所となった場合、り災者の応急の食事の確保をすることを考慮して、炊き出しの用に供される場合に備え、調味料等については、最小限の量を常に確保するとともに学校給食との調整に留意するものとする。

(5) 学校安全と身体に障害を受けたときの措置

ア 災害を予想し、それぞれの災害に応じて日ごろ町内各校において樹立している避難訓練を行い、人的被害の予防をはかる。

イ 災害を受けた場合は、児童生徒の登下校について父兄や教師等の引率により、その安全を図るため十分な配慮を行う。登下校中における被災者や更に被害を受けた場合は、学校保健安全法に準じ適切な措置を行うものとする。

(6) り災職員、児童の健康管理

ア 災害の状況によって、被災学校の職員、児童生徒に対し、感染症予防接種や健康診断を中央西福祉保健所又は医療機関に依頼して実施するものとする。

イ 災害により心の不安を受けた場合はその除去を行うため、児童生徒に心のケアを行う。

(7) 教育実施者の確保

教育部長は、教育職員の多くが被災し応急教育の実施に支障がある場合には、直ちに県へ教員の臨時配置及び補充措置を要請する。

(8) 記録等

学用品の給与を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておくものとする。

ア 学用品購入配分計画表

イ 学用品交付簿

ウ 学用品受払簿

エ 学用品購入関係支払証拠書類

4.4 住宅対策

◎【税務部・町民部・住民福祉部・産業建設部・地域振興部】

(1) 住家被害及び宅地被害調査

税務部及び住民福祉部は、被害状況判定基準に基づき住家被害調査を行い、その結果を町民部及び住民福祉部は、税務部と協力してり災者台帳（様式 7）としてまとめる。また、産業建設部及び地域振興部は、被害宅地判定基準に基づき宅地被害調査を行う。被災世帯が多数で迅速な処理が困難な場合は、各部の協力を得て体制を拡大する。また、調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、学識経験者等の協力を得てより客観的な調査に努める。

(2) 住宅ニーズの把握及び住宅相談の実施

産業建設部及び地域振興部は、町民部及び住民福祉部が作成したり災者台帳を基に住宅ニーズを把握する。また、必要に応じて住宅相談窓口を本庁及び各総合支所に設置し、被災者の住宅ニーズの把握及び情報提供に努める。

(3) 住宅対策の実施方針

住宅対策（災害にかかった住宅の応急修繕、障害物の除去及び応急仮設住宅の設置）は、災害救助法が適用された場合には、同法及び高知県災害救助法施行細則に則って実施する。災害救助法の対象とならない災害については、災害の状況に応じて対策を実施する。所管は産業建設部及び地域振興部とする。

対策の種類	対策の概要
住 宅 の 応 急 修 繕	住宅が半壊又は半焼し、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分の応急修理を自己資力でなし得ない者を対象にその部分の応急修理を実施するものとする。
障 害 物 の 除 去	災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障を来している者に対して、障害物を除去し保護する。
応急仮設住宅の設置	災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。必要に応じて、身体障害者、高齢者等に配慮した福祉仮設住宅を建設する。

(4) 県への協力要請

ア 自己の資力で被災した住宅の再建又は補修を行おうとし、住宅金融支援機構資金等の融資を希望する者に対しては、町は積極的に指導を行うとともに県に対し協力を要請する。

イ 町は災害状況により災害公営住宅(国庫補助 3 分の 2)の建設等を検討し、県に対し協力を要請するものとする。

(5) 公営住宅等のあっせん

必要な場合、町民部及び住民福祉部は公営・民間住宅等の空家情報を収集し、状況に応じてあっせんを行う。

(6) 建物の基準

応急仮設住宅は、原則として高知県災害救助法施行細則の基準とする。

構造は1戸建・長屋建・アパート式建築のいずれでもよい。

(7) 応急仮設住宅の建物・運営管理

ア 応急仮設住宅の建設

① 災害により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることが出来ない方に対して、速やかに応急仮設住宅を建設する。

② 応急仮設住宅の建設に際しては、高齢者、障害者等災害時要配慮者に配慮した構造、設備とする。

③ 応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努める。

イ 資材等の確保

① 建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は、県と協力して町があっせんする。

② 資機材が不足し調達が必要がある場合には、県を通じて国に資機材の調達を要請する。

ウ 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

(8) 着工期間

災害発生の日から30日以内に着工し、1ヵ月以内に完了するように努めることとする。

(9) 供与期間

工事完了日から2ヵ年以内とする。ただし、特別な事情により必要と認める場合は、この限りではない。

(10) 入居基準

応急仮設住宅の入居基準は、住居が全壊・全焼又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

(11) 記録等

応急仮設住宅を設置し、り災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管しておく。

- ア 応急仮設住宅入居者台帳
- イ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ウ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
- エ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

【町内製材所】

事業所	所在地	電話
池川林材(株)	下土居	34-2101
池川木材工業(有)	下土居	34-2015
仁淀川森林組合木材センター	葛原	35-0116

4.5 農林業対策

◎【産業建設部・地域振興部】

(1) 農業用施設及び農作物に対する応急措置

ア 農地及び農業用施設に対する措置

町は農業協同組合等農業団体の協力を得て、河川の氾濫等により農地に冠水した場合の排水作業、灌漑ポンプ施設の保全及び応急措置並びに用排水路の取水堰等の応急措置を行う。
なお状況によっては、応急工事实施のための資器材の確保等に努めその万全を期する。

イ 農作物に対する措置

町は、気象状況を事前に察知し、各農業団体に通報し災害に対する防災処置を指導する。災害発生後は、速やかに農業団体の協力を得て状況を把握し、直ちに実態に即した作物別の技術対策をたて、広報活動、団体指導及び必要に応じ個別指導を行う。また種苗、資材のあっせん、融資等の処置を講じる。

(2) 家畜、家禽等に対する応急措置

町は諸団体の協力のもとに被災地の家畜、家禽の処置及び飼養管理について現地指導を行うとともに防疫、飼料の確保及び患畜被害調査、防疫指導並びに汚染地域の消毒等防疫の万全を期す。

また緊急を要する飼料等については、状況により県に対して放出又はあっせんを依頼する。

(3) 林業に対する応急措置

町は、森林所有者、種苗経営者及び森林組合に対し、風倒木、被災苗木の処理及び病害虫の防除について技術指導等を行うとともに、山林種苗の供給等について県の協力を要請する。

また町は県とともに林道治山施設等の安全管理、防災措置、被害箇所の早期復旧を行う。

4.6 リ災者の心のケア対策の実施

◎【保健福祉部・住民福祉部】

(1) 基本方針

災害に伴い被災者は、さまざまな精神症状に陥ることがある。これらの症状については、個別的な対策を行うことが必要であり、保健福祉部及び住民福祉部は、中央西福祉保健所や関係機関と連携の上、速やかかつきめ細かな対策を講じる。

(2) 対策例

ア 精神科医師、保健師等による巡回相談、電話相談の実施

イ 広報紙（チラシ）等を通じた被災者への情報提供

ウ 小中学校における児童生徒へのカウンセリング

4.7 自発的支援の受入れ

◎【税務部・町民部・住民福祉部・社会福祉協議会】

災害が発生した場合に、ボランティアや各方面から寄託される義援金品の受付及びこれらの有効活用を図る。

(1) ボランティアの受け入れ

ア 担当

総務部、社会福祉協議会

イ 受入れ準備

災害対策本部を設置した場合、ボランティアとの連携を図るため、社会福祉協議会は必要に応じて災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の調整等を行う。

災害ボランティアセンターは災害対策本部と連携し、次の活動をする。

(ア) ボランティアの要請、受入れ、登録

(イ) ボランティアに対するニーズの把握

(ウ) ボランティアに対する情報提供

(エ) 活動の調整、指示

(オ) 活動に必要な物資の確保と配布

【災害ボランティアセンター事務局】

名 称	所在地	施設管理者	連 絡 先
仁淀川町社会福祉協議会 (仁淀川町福祉センター内)	大崎	仁淀川町社会福祉協議会	0889-35-0207

【災害ボランティアセンター・サテライト設置場所】

地区名	名 称	所在地	施設管理者	連 絡 先
吾川	大崎駅周辺	大崎		0889-35-0019
	中央公民館(1階駐車場)			0889-35-0019
仁淀	仁淀川町デイサービスセンター 「せいらん荘」 (社会福祉協議会仁淀支所)	長者		0889-32-2233
池川	池川保健福祉センター (社会福祉協議会池川支所)	下土居		0889-34-2235

(2) 義援金品の受付

ア 担当

税務部、町民部、住民福祉部

イ 義援金の受付

税務部及び住民福祉部が受け付けて寄託者に領収書を交付するとともに、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

ウ 義援物資の受付

町民部及び住民福祉部が受け付けて寄託者に受領書を交付するとともにこれを保管する。

(3) 義援金品の募集

災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとし、募集に当たっては新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ一般の人に呼びかける。

(4) 義援金品の配分

町民部及び住民福祉部は、配分委員会を設置して配分率並びに配分方法を決定し、り災者に対する適正かつ円滑な配分を行う。

義援物資は、被災地のニーズに応じて配分する。また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮するよう努める。

4.8 労務供給

町は、災害応急対策を実施するにあたって、町職員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき次のとおり労働力を確保する。

◎【総務部・住民福祉部】

(1) 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な賃金職員等の動員については町長が行う。

(2) 奉仕団の編成及び活動内容

ア 奉仕団は、おおむね次の団体等で構成する。

（ア）赤十字奉仕団

（イ）婦人会

（ウ）自治会

イ 奉仕団の編成

奉仕団は各団体別に編成し、総務部及び住民福祉部はその奉仕活動について、各部と協議の上、人員を配分する。

ウ 奉仕団の活動内容

（ア）炊き出し

（イ）救援物資の整理運搬

（ウ）飲料水の供給

（エ）清掃及び防疫

（オ）交通規制整理

（カ）被害調査

（キ）その他災害応急措置のうち危険を伴わない作業

エ 帳簿の整備

奉仕団の奉仕を受けた場合は次の事項について記録簿を作成整理しておくものとする。

（ア）奉仕団の名称及び人員、又は氏名

（イ）奉仕した作業内容及び期間

（ウ）その他参考事項

(3) 賃金職員等の雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、賃金職員等を雇用し災害応急対策にあたるものとする。

ア雇用手続

賃金職員等を必要とする場合、次の事項を明示し総務部を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

- (ア) 雇用の理由
- (イ) 所要職種別人員
- (ウ) 作業内容
- (エ) 雇用期間
- (オ) 就労場所
- (カ) 賃金の額
- (キ) 賃金職員等の輸送方法
- (ク) その他必要な事項

イ賃金の支払い

賃金の基準については、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準として災害の特殊事情を考慮のうえ町長が決定する。

(4) 従事協力命令

災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、次の命令により住民等に従事命令・協力命令及び保管命令を発し、労務の提供を求めることができる。

対象事業	命令区分	執行者	対象者	根拠法令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	町長	区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法 第 65 条第 1 項
		警察官		災害対策基本法 第 65 条第 2 項
災害対策及び 救助作業	従事命令	知事	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者	災害救助法第 24 条第 3 項 災害救助法施行令 第 10 条
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令 協力命令 保管命令	知事	施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物	災害対策基本法 第 71 条第 1 項

		一部を 町長	資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取る。	災害対策基本法 第 71 条第 2 項
対象事業	命令区分	執行者	対象者	根拠法令
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	知事	医療、土木建築工事又は輸送関係者	災害救助法 第 24 条
	協力命令		救助を要する者及びその近隣の者	災害救助法 第 25 条
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	警察官職務執行法 第 4 条第 1 項
消防作業	従事命令	消防吏員 消防団員	火災の現場附近に在る者	消防法第 29 条 第 5 項
水防作業	従事命令	水防管理者 消防団長 消防機関の長	区域内に居住する者、又は水防の現場にある者	水防法第 24 条

(5) 日本赤十字社高知県支部災害ボランティア、奉仕団体等の協力

町は、災害応急対策の実施にあたっては、日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団体等から労務の提供の申し入れがあったときは、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努める。

(6) 記録等

労働者を雇用し、又は奉仕団の奉仕を受けたときは、次の書類、帳簿を整備しておくものとする。

ア出役表

イ賃金台帳

ウ奉仕団の名称及び人員、氏名

エ奉仕した作業内容及び期間

オその他参考事項

第4章 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応計画

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ地震の発生する可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下の4つがある。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く）、想定震源域内のプレート境界面において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれでもなかった場合

第1節 計画の目的

1. 計画の目的

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合に、町がとるべき対策を定め、地震防災対策の推進を図ることを目標とし、本町に必要な事項を定めるものとする。

2. 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応方針

この対応については、国及び県の運用等に応じ、適宜見直しを行う。

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動計画

1. 配備態勢

「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、町長は第3章第1節の基準に基づき、配備態勢を決定し、職員の動員を指示する。

2. 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の活動

①「南海トラフ地震臨時情報」時の活動

「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、次の業務を実施する。

○地震予知情報等の収集及び伝達、対応等に関する広報

・第3章第1節からの震災応急対策計画への準備

ア 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応等の確認

イ 震災応急対策上必要な人員の準備及び物資、資機材等の確認

ウ 管理、管轄している施設の緊急点検

エ 町立学校、保育園等の児童、生徒等の安全確保対策

②「南海トラフ地震臨時情報」時の体制

「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、次の業務を実施する。なお、各課の活動内容は第3章「震災応急対策計画」に準ずるものとする。

・地震予知情報等の収集及び町民、防災関係機関等への伝達

・自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告

・町内における地震防災対策の準備

第3節 広報啓発計画

1. 基本方針

南海トラフ地震に関連する各種の情報に伴う混乱を未然に防止し、震災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、地震情報等に対する広報計画を作成、これに基づき広報啓発活動を実施する。

町民等に対して的確な広報を行い、冷静かつ適切な対応を促すように努める。

2. 活動内容

① 広報内容

町は、「南海トラフ地震臨時情報」受理後、次の内容について町民等に広報を行う。

○「南海トラフ地震臨時情報」受理時の広報内容

- ア 観測された現象を調査した結果に基づいて発表される「南海トラフ地震臨時情報」の内容
- イ 交通機関運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛
- エ ライフラインに関する情報
- オ 家庭において実施すべき事項（生活関連情報）
- カ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- キ その他必要な事項

② 広報手段等

○広報手段

町は、町民等に対し防災無線などを通じ確実に広報を行う。

第4節 臨時情報発表時の避難等

1. 基本方針

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、地震による被害を最小限にとどめ、また、混乱、事故を防止することを基本として、耐震性の不足する住宅に居住する町民等や要配慮者などの自主避難を中心に受け入れる。

2. 活動内容

① 避難情報の広報

○避難対象地区

「南海トラフ地震臨時情報」発表時、町内においては避難勧告や避難指示、臨時休校の対象となる地域の指定は行わず、耐震性の不足する住宅に居住する町民等、土砂災害特別警戒区域、警戒区域に居住する町民等、災害時要配慮者などを中心に、自主避難の受け入れを行い、順次対応していく。

第5節 医療救護及び保健衛生活動計画

1. 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立する。

2. 実施計画

① 医療救護体制の確立

地震発生後の人的被害に備え、支援体制を含め、医療救護体制の準備を整える。

○町は、町内医療救護所指定医療機関に対し、医療救護体制の準備を要請する。

○医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握する。

○救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入態勢を整える。

○傷病者の搬送準備をする。

○町民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を行う。

② 保健衛生体制の確立

町は、地震発生に備え体制を確立するとともに応急用資機材等を準備し、町民は自己完結の努力を行う。

○町は、し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について資機材等を準備する。

○町民は、し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備する。

第6節 児童生徒等の保護活動計画

1. 基本方針

「南海トラフ地震臨時情報」の発表は授業中に限らず、登下校中の場合もあり得ることから、町立学校においては、平素からその対処のための行動等を指導するとともに、南海トラフ地震臨時情報発表時は、保護者等と密接な連携を図り、児童生徒等の安全確保を最優先とした対策を講じる。

また、町は保育園等に対して町立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

2. 実施計画

① 学校長が実施する措置

学校においては、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、以下の事前対策を実施する。

○児童生徒等の安全確保十分留意し、必要に応じ教職員の引率による集団下校や、直接保護者への引き渡しを行う。

○児童生徒等については授業、行事継続となるが、留守家庭、交通機関利用通学者その他で帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、町が開設した指定避難所又は学校で保護する。

この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応を確認しておく。

○南海トラフ地震臨時情報が登下校中に発表された場合に備え、児童生徒等に対し以下の事項を徹底しておく。

ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険個所から離れる。

イ 学校か自宅に近い方に向かうことを原則とする。

○交通機関を利用する児童生徒については、その場の指揮者（運転手等）の指示により行動し、勝手な行動はとらないよう徹底しておく。

② 保護者が実施する措置

児童生徒の保護者は、学校での引き渡しを受けるべく、自主的に出向くものとする。なお、必ず学級担任の教諭の確認を受けるものとする。

③ 保育園等における措置

保育園等における措置は、町立学校における措置に準ずる。

第5章 震災復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1. 基本方向

- (1) 迅速な原状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討を行う。
- (2) 復旧・復興の基本方向を決定する。
- (3) 必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

2. 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し、計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の災害時要配慮者の参画を促進する。

3. 財政措置等

応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財政支援を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

1. 被災施設の復旧等

- (1) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (2) 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努める。
- (3) ライフライン、交通輸送等の関係機関と連携して、復旧に当たり、地区別の復旧予定期間を明示するように努める。

2. 災害廃棄物の処理

- (1) 災害廃棄物の処理処分方法を確立する。
- (2) 仮置場、最終処分地を確保する。
- (3) 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行う。
- (4) 適切な分別を行い、リサイクルに努める。
- (5) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行う。
- (6) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行う。